

平成20年第7回玉城町議会定例会議事日程（第2号）

平成20年12月12日午前9時開議

日 程

第1．会議録署名議員の指名

第2．町政一般に関する質問

質 問 者	質 問 内 容
山本 静一 2分～10分	<ol style="list-style-type: none"> 1．滞納町税について 2．滞納町税の回収手続きについて 3．不納欠損処分について
野口 繁 10分～19分	<ol style="list-style-type: none"> 1．下外城田小学校の増築計画について 2．宮川用水二期事業と改良区の関係について 3．今後の農業施策と土地改良区の統合について 4．平成21年度財政について
鈴木加奈子 19分～30分	<ol style="list-style-type: none"> 1．高額療養費負担を援助する施策について 2．子どもの医療を守る施策について 3．灯油購入補助について（福祉灯油） 4．人づくりの基本と位置付けられる保育行政の今後について
奥川 直人 30分～43分	<ol style="list-style-type: none"> 1．水稻生産調整達成率向上施策について 2．敬老祝金の現状と今後のあり方について 3．行財政改革・後期基本計画推進のポイントについて
中瀬 信之 43分～52分	<ol style="list-style-type: none"> 1．教育方針について 2．町財政について

平成20年第7回玉城町議会定例会会議録(第2号)

1. 招集年月日 平成20年12月11日

2. 招集の場所 玉城町議会議場

3. 開 会 平成20年12月12日

1番	小林	一則	君	2番	風口	尚	君
3番	山本	静一	君	4番	高木	市郎	君
5番	鈴木	加奈子	君	6番	東谷	富雄	君
7番	小林	豊	君	8番	中瀬	信之	君
9番	山口	和宏	君	10番	奥川	直人	君
11番	野口	繁	君	12番	川西	元行	君
13番	前川	隆夫	君	14番	中野	勇	君

5. 不応召議員 なし

6. 出席議員 14名

7. 欠席議員 なし

8. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席したものの職氏名

町 長	辻村	修一	君	副 町 長	坪井	信義	君
教 育 長	山口	典郎	君	会 計 管 理 者	森島	千里	君
総 務 課 長	中郷	徹	君	税 務 住 民 課 長	松田	幸一	君
生活福祉課長	林	裕紀	君	建 設 産 業 課 長	前田	浩三	君
上下水道課長	小林	一雄	君	病 院 老 健 事 務 局 長	田間	宏紀	君
教育事務局長	辻	誠	君	総 務 担 当 課 長 補 佐	田村	優	君
農林商工課長	田畑	良和	君	政 策 財 政 担 当 課 長 補 佐	中村	元紀	君
教育委員長	松田	隆作	君	監 査 委 員	松田	隆生	君

9. 職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	大南	友敬	君	同 書 記	高井	美江	君
同 書 記	中野	雄広	君				

10. 提出議案

日 程

第 1. 会議録署名議員の指名

第 2. 町政一般に関する質問

(午前9時 開会)

議長(小林一則君) 只今の出席議員数は14名で定足数に達しております。よって、平成20年第7回玉城町定例会第2日目の会議を開会致します。

本日の議事日程はお手元に配布通りであります。日程第1．会議録署名議員の指名を行います。本日の会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、議長において

8番 中瀬信之君

9番 山口和宏君

の2名を指名いたします。

議長(小林一則君) 次に日程第2．町政一般に関する質問を行います。

それでは最初に3番 山本静一君の質問を許します。

3番 山本静一君

3番(山本静一君) 議長の許可を得て質問致します。1つは町の滞納税について。2番が滞納税の回収手続きについて。3番がその欠損処理について。この3つについてお伺いしたいと思います。滞納税について町滞納税の回収に対する考え方を町長にお聞きしたいと思います。19年度は1億3千700万円の未収があり6千万が19年度分。繰り越し分が7千700万と大きく占めております。本年度は厳しい財政状況で未収の増加が予測されます。本年度は19年度を上回る未収が発生するかと危惧しております。普通金融機関では延滞が6ヶ月を超えますとなかなか回収が難しくなるとも言われております。この回収に付きましては手続きの正確かつ迅速さで早期回収を図るのが肝要かと思っております。町長はどのようにお考えになっているかその点をお伺いしたいと思います。

議長(小林一則君) 3番 山本静一君の質問に対し答弁を許します。

町長 辻村修一君

町長(辻村修一君) 山本議員から町税の滞納についてのご質問を頂きました。この滞納対策についてどういう考え方なのかというお尋ねでございます。まさに山本議員のおおせの通り大変自治体の内政の問題といたしまして、この滞納対策というのは大変重要な事になってきております。やはり気を抜かずと徐々に増加しているというふうな事でございます。全国各地の自治体がこの事に危機感を持っておりまして週に1回程度になります。全国各地から議会の議員さんあるいは職員の方が、玉城町へいろんな取組の事例のご視察いただいている状況もあるわけですが、やはり1つひとつ対策を講じていかなければならないと思っております。特にこの徴収率をアップする為のいろんな取組み、クレジットでの公共料金の収納あるいは徴収員を雇用いたしましての体制あるいは又それぞれの税を始め、上水道の使用料あるいは下水道あるいは保育料等々、それぞれが所管しております関係の

所での連係というものが非常に重要であるというふうに思いまして、滞納整理機構を町では三重県初めて設置をいたしましたりあるいはコンビニ収納の取り組みをいたしましたり、その時その時に精一杯努力してきているというふうなところで続けているわけでございますけれども、今後におきましても冒頭申しましたように自主財源の確保は大変重要でございますから、この事に力を入れてまいりたいとこのように考えている次第でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

議長(小林一則君) 3番 山本静一君

3番(山本静一君) 先程の町長のお答えではクレジットとか徴収員、各職場の連係ということでございますけれども、また今年度も未収が増えれば結局また滞納なり滞納から不能欠損処理、税を免除するという事になりますと町財政に大きな損害を与えるかと思えます。先程町長はクレジット等3つを言われましたけれども地方自治法第340条に『地方公共団体の長はその督促、強制執行その他その保全及び取り立てに関して必要な処置を取らなければならない』ということでございますのでそういう先程申し上げたのではなしに、そういうような法的手段も取るべきではないかと私は思っております。それと監査員の意見でございますけれども、意見書にもありますように『加えて住民間の公平性を維持する上からも着実な滞納整理への一層の努力を期待する』となっておりますので今後共未収回収に對しましてはしっかりと回収を図っていただくようお願いしたいと思います。

続きまして2番目に回収事務にはいろんなトラブル等が予想されます。これに対して職員のバックアップ態勢はどうかという事をお聞きしたいと思います。債権回収はトラブルや嫌な場面に会い誰でも避けて通りたい仕事かと思っております。この仕事をやり遂げる為には気持ちの落ち込みがつきもので行政に直接また苦情が持ち込まれるかもしれません。これら担当部署だけで重荷を背負うのではなく、町首脳がしっかりと受け止めバックアップし担当の重圧を軽減する体制が必要かと思えます。又同じように予測されますけれども今年から始まった地区担当制も同様で、担当者が地区と板挟みになる場合も予測されます。税務担当地区担当制と苦情の多い部署の精神的苦悩を軽減し、やる気の起こる環境体制作りは出来ていますか。その点についてお伺いしたいと思います。

議長(小林一則君) 町長 辻村修一君

町長(辻村修一君) 町の職員はいろんな住民の皆さん方からのご要望にお応えするというのが基本的な考え方で仕事をさせて頂いておまして苦情等トラブルというふうなことは避けて通れないわけですから当然その時その時の法的措置というのは、知識として身に付けていなければならないと考えてお

ります。先程のご質問でもございましたけれどもやはりそれぞれ法的な収納の所謂処理というものは、それぞれに定めがございましてその法律に基づいて1つひとつ仕事を進めていくということになるわけでありまして。生活苦で一生懸命働いていても、税金を納めることが出来ないというご家庭も確かにあるわけでありましてけれども問題は悪質な滞納者の方が見えるということでもあります。この悪質滞納に付きましては、当然の事ながらいろんな手段でその対策を講じているということもございます。当然の事ながら申し上げましたように専門的な知識が職員としては、常に身に付けていなければなりませんし、その為の所謂研修等、今回も県の職員に現在応援要請をいたしまして、庁舎でいろんな事務作業も協力頂いている状況にもあるわけですね。もう1つ大事なものはこの税というのは国民の三大義務の1つでありますからそうした学校教育なりあるいは一般の社会の中でもそうした納税の義務というようなものをきちっとこれからも広報していくということが非常に大事ではないかと思っております。

議長(小林一則君) 3番 山本静一君

3番(山本静一君) 回収についていろいろとお聞きしましたけれども重ねてお伺いします。やはり心労、苦痛の多い仕事であろうかと思っておりますので町首脳部がそういう苦悩を受け止めて職員をバックアップする体制というのかそういう事が出来ているかもう1度お聞きしたいと思っております。

議長(小林一則君) 町長 辻村修一君

町長(辻村修一君) 当然のことながらそうした職員が積極的にそれぞれの所管する仕事に何事もそうでありましてけれども責任感を持って進んでいく。そのバックアップは当然私達の責任で精一杯努力したいと考えております。

議長(小林一則君) 3番 山本静一君

3番(山本静一君) 先程町長の答弁にございましたように、そういうバックアップ態勢を取って頂きまして職員の仕事に対する熱意、士気が下がらないようご配慮頂きたいと思っております。

続きまして滞納税の回収についてですが現在どのような回収手続きを取っているかそれについてお聞きしたいと思っております。

議長(小林一則君) 町長 辻村修一君

町長(辻村修一君) どのような回収手続きを取っているのかという事でのお尋ねにつきましては具体的に担当課長の方から答弁をいたさせます。それぞれ面談をさせて頂く手続きから、あるいは法的な手続きから順次徴収を頂くという事のプロセスを経ていきなり督促という手続きには至っておりません。それぞれの法的な手続きを踏んだ上で、最終財産差し押さえ等も執行させて頂いているという状況でございます。具体的な内容でございますので担当課

長からお答え申し上げます。

議長(小林一則君) 税務住民課長 松田幸一君

税務住民課長(松田幸一君) 回収の手続きでございますが一連の流れといたしましては、まず納付書の発送から始まりまして納付期限後の発送の1ヶ月を経過した後に徴収員によります各戸の徴収をいたしております。本年は徴収員を1名増員して頂きまして2名態勢としてこの4月から実施しているところでございます。その中で特に年3回程8月又11月から12月頃そして決算期手前の4月から5月頃に集中して徴収に努めているところでございます。これに付きましては徴収員が1ヶ月後に回った後の対策としてこちらに何の連絡もない、又こちらから連絡しても応答のないそういった方に対しまして集中してその期間、税務職員全員で滞納処理に当たっているところでございます。この滞納処理に付きましては電話による催促又訪問による催促そしてその際コンビニ納付の進めとかクレジットに寄りますところの案内とかそういったものも共にさせて頂いている状況でございます。そして民法147条の時効の中断に当たる承認というのがあるわけですが、この承認を取る為に納付誓約書の提出を滞納してみえる方に求めてその誓約を進めている。そしてその誓約に応じて頂けない方等に付きまして、又誓約したのだがその内容に付いて不履行で実際誓約通りの事をやって頂けない方に付きましては、三重地方税滞納整理機構への送付、又町独自といたしまして不動産差し押さえ、預金の差し押さえといった事も実施しているところでございます。平成20年4月から11月までの間に、町として差し押さえを実施いたしましたのが不動産差し押さえを20件やっております。入金額といたしましては約930万円。預金の差し押さえは20件程やっております。預金調査は100件を超える調査しているのですが実際に差し押さえに至ったというのは20件という事で金額的には約82万円程度。そして国税の還付金の差し押さえをやっております。1件ありまして差し押さえ金額は4万500円でございます。実質手続きをしてやっているのはこういった状況です。

議長(小林一則君)3番 山本静一君

3番(山本静一君) そうしますと19年度で、現年度6千万の延滞それから繰り越した滞納が7千700万と合計1億3千700万。今始終そういうふうな回収手続きを取られた結果でこういうふうな大きな未収が発生している。そして繰り越し滞納の7千700万はずっと前からの繰り越し。平成18、17、16という形でできているわけですか。

議長(小林一則君) 税務住民課長 松田幸一君

税務住民課長(松田幸一君) 先程の7千700万程度の未収という事でございますが平成19年度の決算におきまして町税、町県民税、法人又固定資産

税、軽自動車税等の滞納未収額といたしましては7千988万でございます。これに対します平成19年度の徴収率に付きましては現年では98.31%でございます。そして滞納も含めてという事になりますと96.5%でございますがこの数字に付きましては県下でも平成19年度におきましては良い方から5番目程度という統計もございますので、決して未収額が玉城は多いという事にはならないと考えているところでございますが、今後におきましても徴収に付きましては充分手だてをしていきたい。又今年町長も申しましたがこの11月から1月の3ヶ月間県の兼任職員という事で1名滞納処理にお就き頂いておりますし、平成21年度4月から2ケ年に亘りまして玉城町から1名三重県滞納整理機構の方へ出向させるという事で、そこで職員の研修を積み重ねてもらいまして、その後におきまして継続した徴収事務が図れるよう準備しているところでございます。

議長(小林一則君)3番 山本静一君

3番(山本静一君) 度々言いますようにやはり税の公平性から見ましてそういう研修を続けて町財政の健全化を進めて頂きたいと思えます。

続きましてその欠損処理に付いてでございますけれども欠損金即ち町税を免除するというのが平成11年度は260万でございました。平成19年度は3千700万。9年間で2億超の処理即ち税金の免除をしております。現在景気が厳しい。各産業共リストラを進めております。この景気が回復するには少なくとも3年を要するのではないかとされておりまして。この景気が低迷する中で滞納とか欠損処理が増えれば「北の川越南の玉城」どころではなく益々厳しい町財政を強いられると思えます。9年間で2億。多いか少ないか。私といたしましては当町の財政規模にいたしましては多いように思えますけれども町としてはどのように思われますか。又特別そういうような何かはだててみえるかその点をお聞きしたいと思えます。

議長(小林一則君) 町長 辻村修一君

町長(辻村修一君) それぞれずっと過去からの欠損額というものが積み上げてきているわけでございますけれども、最近18年19年での町内での企業倒産がございましてこれが非常に大きく影響している部分もございまして。それぞれ不納欠損をするにつきましてはルールがございましてそれに基づいて処理をしているということでございます。先程申し上げましたように支払い能力があるにも関わらず納税しないという悪質な方がいるわけでありまして。そうした方々に付きましては、早い段階で徴収を強化していく事が必要になってくると思えます。それとやはり日頃からの納税意識の高揚と言いますかその事につきましても啓発を務めてまいりたいと思っている次第でございます。不納欠損の取り扱いにつきましても、具体的な内容等担当課長からお伝

え申し上げますのでよろしく申し上げます。

議長(小林一則君) 税務住民課長 松田幸一君

税務住民課長(松田幸一君) 2億円前後の欠損がありこれが大きいのか小さいのかということでございますが、これに付きましては町税といたしまして1億4千200万がこの間の欠損額となっております。この欠損額に付いては全国の市町村の平均が出ておりますので平成13年度から18年度までの税収に対する平均不能欠損率が0.823%ということになっております。先程議員言われました11年から19年までということでございますのでこれを平均取ってみますと0.83%ということになっております。従いまして全国の平均から比べるとそう大きく差異はないのかと思っておりますが、この不納欠損に付きましては、毎年玉城町不納決損要項を作っているわけですが、これに基づいてやっている事もあります、その年その年の事情というのはかなり特異性があるという事もありますので一概に大きい小さいという事は言えないのではないかと考えているところでございます。

議長(小林一則君)3番 山本静一君

3番(山本静一君) 先程課長の方から町の不納欠損処分取り扱い要項で処理しているとお聞きしましたが、この要項の第1項に地方税法第18条1項に規程する時効の成立となっておりますね。これは18条を見てまいりますと『5年間権利を放置しない限り時効により消滅する』となっている。5年間何もしなかった場合が時効になるわけです。だから5年間で時効の中断なりしたら時効にならない。時効が中断しますから。だからここに書いてあります当町の要綱を18条1に規定する時効の成立というのはちょっと文章の解釈がおかしいのではないかと。

議長(小林一則君) 税務住民課長 松田幸一君

税務住民課長(松田幸一君) 地方税法第18条第1項の時効に付きましては当初納付書を発送しまして納付期限が参るわけですが、その後督促状を発送する。督促状を発送してから5年間時効が成立しない。逆に言えば時効が成立しないということでございます。その中でその時効を成立させない為に先程答弁させて頂きました民法147条にあります時効の中断の中の規程に承認という事がございます。と言うのは途中で納付誓約書を本人にサインさせます。そういう事によって本人が承認したという事になりましてこれを今の段階といたしましては、その中に分納計画を挙げてもらうわけでございますので出来る限り1年に1回更新させて頂くという事で現在やっております。5年以前からありますので滞納処分の経緯もありまして、以前伊勢志摩滞納整理組合というのがございまして、それから三重県中央滞納整理機構ということで現在やっている。その経緯の中で全てを網羅して時効の中断を成し遂

げられたかと言うとそこにはいささかな所もあるわけですが、そういった事のないように現在全てに亘りましてそういった誓約取らせている。その後の経緯につきましては先程答弁させて頂きました通りでございます。

議長(小林一則君) 3番 山本静一君

3番(山本静一君) 先程課長にお答え頂きました民法147条によってそういうような分割とか誓約書を取っているという事ですね。そうしますとそれは時効の中断になるわけですね。ところが地方税法18条は5年間そういう行為をしない場合に時効になるという事ですね。そうしますとおたくの説明では時効の中断をしましたよと。それでしたら18条1項に該当しないのではないですか。時効の中断をしているわけですから。18条は5年間そういう措置を何もしなかった場合に時効により消滅となっているわけです。その解釈がちょっとおかしいのではないかと思うのですが如何ですか。

議長(小林一則君) 税務住民課長 松田幸一君

税務住民課長(松田幸一君) 5年間時効の中断処理をしなかったからという事にはなりませんけれどもその滞納処理の仕方もいろんな手法がある。固定資産税なんかですと最近多いのですが、玉城町に家を建てられて住んでみえたが2、3年後に生活破綻と言うか収入面においてもというようないろんな事情がございまして町外へ転出していった時、その転出していった先はアパートで又それを2、3回繰り返すということになってまいりますとなかなか調査をしても追い切れない。場所の特定と申しますか住所の確認が取れないといった場合もございますので、いろんな事情でそういった中の時効になってしまうというケースもありますのでご了承賜りたいと思います。

議長(小林一則君) 3番 山本静一君

3番(山本静一君) そういう場合には徴収停止というのがございますね。債務者行方不明とか所在が分からないという場合には徴収停止が3項目ありましてその内の1つがそういうふうな債務者の住居が分からないという場合ですね。徴収停止をしましてそれを3年間継続したら債権を処分出来るわけですから、まずはそれではなしに法に則りまして徴収停止をしてそれから尚かつ3年間それが継続したら債権が消滅するという事もあるわけですからそういう手続きが必要ではないかと思っておりますけれどもその点如何ですか。

議長(小林一則君) 税務住民課長 松田幸一君

税務住民課長(松田幸一君) 先程申し上げましたように現時点玉城町の事務的なものもあるわけですが、極力そういったことのないように今分納誓約を取っている。又滞納処分している不動産もしくは今年は預金を中心にやっているわけですが預金の差し押さえとか、そういう事を実施しているということでご了承頂きたいと思っております。

議長(小林一則君) 3番 山本静一君

3番(山本静一君) 地方税15条7の4項で滞納処分をする財産が無い、それから滞納処分をすると生活が困窮する。3、所在地財産不明とかの場合には徴収停止をなさいとなっている。停止してから3年間その状況が変わらないのであればそういう債権が消滅するとなっているわけですから、やはりまずそういう債権回収の手続きをしまして、法に則って徴収停止をしてそれから3年間経過を見てそれから消滅ということも必要かと思います。どうも先程の答弁によるといろいろと誓約書になったとありますけれども、それはあくまでも時効の中断の手続きであってこの3項目に該当する場合はやはりそういうふうな徴収停止をしてそれから3年間経って当時と変わらずであれば債権を消滅させるということが出来ると思う。この要綱4条2号には法人が解散又解散の登記云々とありますけれども4条は法第15条7の5の規程になっておりますけれどもこれは本来地方自治法施行令171条5の1ではないかと思うのですけれどもどうでしょうか。

議長(小林一則君) 税務住民課長 松田幸一君

税務住民課長(松田幸一君) 地方自治法に定められておりますのは税金だけを対象にしたという事ではなくて、町が行う不納欠損とかいろんな未収になっている滞納と理解しているところでございまして、あくまでも地方税法に則ってこの処分をしているという事で、要綱に挙げておりますのもそういった所の対象となっておりますので、多少そういうふうに受け止めてもらう部分も出てくるのかという気はするのですけれども、あくまでも地方税法に基づいて実施しているということでご理解賜りたいと思います。

議長(小林一則君) 3番 山本静一君

3番(山本静一君) 当町の欠損処分取り扱い要綱とそれからそれぞれ地方自治法、地方税法、地方自治法施行令を見ていますとなかなか整合しない面があると思います。又後で調べて頂いたら良いと思うのですが要綱の中の要綱項第4条4号はあくまでも海外の居住者を相手にしておりますけれども日本に在住する場合は地方自治法施行令で出ている。それから第4条5号法定期限の翌日から起算して3年間を経過した町税の内、滞納者不明云々となっておりますけれどもこれも地方税法15条7の4にはいろいろと条件があるわけですね。そうなってみますと我が町の要綱と、こういう地方税の整合性がどうも分かりにくいと思いますので、この際それらの点を法的な処理をして頂きましてもう少し簡明な分かりやすいものを改めて検討頂きたいと思いません。

何分こういう不景気な状況で滞納、欠損処分になりますと町財政に大きな支障をきたし執行にもいろいろ影響があると思いますので、その点充分と今

後共この取組お願いしたいと思います。以上です。

議長(小林一則君) 以上で3番 山本静一君の質問は終わりました。

次に11番 野口繁君の質問を許します。11番 野口繁君

11番(野口繁君) 一般質問を通告書通りにさせていただきます。質問事項と致しまして第1項目に下外城田小学校の増築計画について。2項目目に宮川用水2期事業と改良区の関係について。3項目今後の農業施策と土地改良区の統合について。第4番目といたしまして平成21年度の財政についての4項目に付きまして質問させていただきます。

まず第1項目の平成18年度より3ケ年の事業実施計画では平成20年度に竣工となっていると思いますが、今後の実施計画にどのように組み入れるかという事でございますけれども、この問題に付きましては平成18年3月14日に提出いたしました第4次玉城町総合計画後期計画の中におきまして教育の環境の整備、下外城田小学校の児童増加が見込まれる為校舎の増築計画を進めますと明記されているわけでございます。当然それが為に今回後期財政計画の中に平成20年度に竣工というような事で計画いたしましたわけでございますけれども、今後どのようにしてそれを推進するのかお尋ねしたいと思います。よろしく申し上げます。

議長(小林一則君) 11番 野口繁君の質問に対し答弁を許します。

町長 辻村修一君

町長(辻村修一君) 野口議員から下外城田小学校の増築計画についてのご質問を頂きました。今後の考え方についてということでございます。まず下外城田地域は、ご承知のように旧プリマ太平洋プリーデングの跡地に労住生協がレインボータウンというふうな形で団地造成をされたわけございましてその団地への定住という形で児童数が増加しているという現状がございます。従いまして若干従来からは子供たちの数が増加している状況ございまして、今後もその推移を充分見極めながら、計画していく必要があると思っております。現在子供たちの数が154人ということでございます。いろんなインフラ整備は当然の事ながらその時点あるいは今後の動向を充分見極めながら計画していかないと過大投資あるいは不必要な投資ということで後のランニングコストがかかるという事になってはならないわけございまして、そういう部分を充分見極めながら、今後の計画の中で検討して参りたいと思っております。まずは後期の第4次の総合計画が平成22年度で終了するという事になっております。21年度に次の第5次の玉城町総合計画を策定する準備に入りたいと考えているわけございまして、その時点におきまして今後の児童数の推計がどうなるのか、あるいはその他のいろんな事業費等々も検討しながら計画を進めていけばどうかと、こんなふうに考えているところで

ございます。まだ今の時点で具体的に何年次に建設をとという事は今後次の総合計画の中で充分検討して参りたいとこんなふうに考えております。以上でございます。

議長(小林一則君) 教育長 山口典郎君

教育長(山口典郎君) 先程野口議員からご質問のありました下外城田小学校の増築計画に付いてお答えいたします。議員ご指摘のように平成18年度3月の第4次後期玉城町総合計画の中に下外城田小学校の児童数の増加が見込まれる為校舎増築を進めますとあります。先程町長の方からも話がありましたように下外城田の生徒は現在1年生29、2年生26、3年生17、4年生23、5年生29、6年生29の児童数で例年各学年共10数名から20数名で推移しております。総児童数も昨年度は140名でしたけれども今年度は増えてきており150名台に乗ってきております。来年度以降150名から160名に推移していく形になります。そういうふうな増加が見込まれる中で、特に先程町長から話しもありました浜塚公園通りの児童の増加が多くなっております。昨年度浜塚公園通りの児童数は33名でした。今年度は46名になっております。平均しますと各学年8名の児童数が通学しているという事になります。それで各学年20数名に約平均8名を足しても30名台を推移する事になり40名を超える事はなかったことから増築の計画は進めておりません。只文部科学省の全国学力学習状況調査から分かった事なのですけれども学力向上には少人数教育に効果があると言われております。少人数教育には大きく2つの方法があります。1つは本来の文部科学省の基準で1学級である約40近くの学級を県の加配等によって全く2つの学級に分けてしまう方法。これを少人数学級と言います。それからもう1つは教科によって静かに考えて学習する事が必要な算数等は半分にし、あるいはたくさん的人数で楽しく学び合う体育等に付きましては1つの学級を崩さずにそのままという形で、教科によって学級の生徒を分けていく少人数指導という方法の2つでございます。そういった点で現在40を超えないという見込みの下外城田小学校では少人数学級というのは定数の関係で実施出来ません。しかし先程後半に話しさせて頂きました、少人数指導の実施という事も学校長から念頭に置いて欲しいという話も聞かせて頂いております。そういった点で整備の必要性も感じているところであります。今後手狭になっている事を考えながらも、学校とも話し合いながら先程も町長から話しもありましたけれども総合計画の中で検討していきたいというふうに思っております。以上です。

議長(小林一則君) 11番 野口繁君

11番(野口繁君) 私5月に調査の結果を頂いているわけですが平成25年

におきましては生徒数が180人というような数字があるわけでございます。その後公園通りも販売等もされ、予測が大きくなってくるのではなかろうかと思うわけでございますので現在25年度はピークです。24年度には完成する方向で持っていくべきではなかろうかと思っております。そして又前回の計画の中におきましては、放課後児童施設もという事もあったわけでございますのでそういう観点からいたしましても24年度に一応完成して25年度に生徒を迎えるという形を取らないとそれこそ手狭になってくる。又今後もずっと推移すると下降状態という事も考えるわけですが、公園通りの販売区画等も考えるとその間に生徒数が増える可能性もあるわけですので、その点に付きまして町長から24年度に完成するというお答えを願いたいのですがひとつ回答をお願いします。

議長(小林一則君) 町長 辻村修一君

町長(辻村修一君) レインボータウンの所が162区画。今122の住まいがある。75%程度です。それが今後どんなふうになっていくのか。あるいは下外城田地域全体でレインボータウンの団地以外の造成というのは今の所なかなか動きがないというふうに思っています。十分な児童数の推移を見ながら考えていきたい。一時期の増加があって又減少して空き教室が無駄になったということのないように充分見極めていかなければならないと思っております。従って21年度中には議員の皆さん方にもいろんな将来計画に付いてご協議を賜りながら新しい将来10年先の計画の中でも年次計画も検討して参りたいと思っております。以上です。

議長(小林一則君) 11番 野口繁君

11番(野口繁君) 只今21年度に地域の方々のご相談という事を聞かせてもらったわけですが、放っておけない問題でございますので早急に解決の程お願い致します。

続きまして2項目目の宮川用水の2期事業について、宮川用水の2期事業で土地改良区を解散した城西地区に対しまして県の補助金は頂けるのかどうか。お答えの程お願いします。

議長(小林一則君) 町長 辻村修一君

町長(辻村修一君) 宮川2期事業での改良区を解散した所謂城西土地改良区のお話でございます。そこについて補助対象になるのかどうかというお尋ねでございます。この事につきましても以前にも議会の中で他の議員からご質問があったわけですが、当然の事ながら地元として纏まりがあれば対象になるという考え方でございます。但しいろんな要件がございます。受益面積が20ヘクタール以上あるいは基盤整備関連経営体の育成等の促進計画の作製あるいは認定農業者が一定割合以上増加するという計画なり等々そういった

た事が要件になってございます。当然の事ながら前段に地元の農家の皆さん方の合意が必要になってくるという事でございます。以上です。

議長(小林一則君) 11番 野口繁君

11番(野口繁君) 前回もこの問題を取り上げたわけですが、新工事を現在進行中で、有田地区の工事の中に向いて編入すれば即座に続けて実施が出来ると思うのですけれども、今回この問題を放った場合には恐らく立ち上げる事は出来ないというような事を考えるわけございまして、実際関係地区の様子はどうなっているのか。加入の希望があるのかどうか事務局辺りよく察知していると思うのですが一応お聞かせ願いたいと思います。

議長(小林一則君) 町長 辻村修一君

町長(辻村修一君) 城西の地域あるいはそれ以外の地域におきましても既に有田地域におきましてのパイプライン化の工事が進んでいるというような事は目にふれて頂いているわけですから、是非引き続き他の地域でもお願いしたいというふうなご要望も個々には聞いている状況でございます。しかしながら前段のように、まだ地元として纏まってこれを取り上げて欲しいという所までは至っていないという状況でございます。今後におきましてはこれからの農業振興を考えていく中では、重要な事ではないかと思っておりますので、町といたしましてもそうした事のご理解を頂くような働きかけをしていかなければならないと考えている次第でございます。

議長(小林一則君) 11番 野口繁君

11番(野口繁君) 3番の今後の施策等も関連いたすわけございまして3番の本町の優良農地の保全の2番と全く関連するわけでございますけれども保全が1番大事で又農業拡大等担い手の問題等を考えなければならぬ。ところが第4次の総合計画の中におきますと今後は関係機関や集落が真剣に討議し、農業の安定に向けて農地の集積による経営規模拡大と生産の向上をはかる担い手の育成をし、集落営農推進を行わなければならないということで全く町が放っておいても良いような事が今回の4次計画の中に入っているわけですが、折角の優良農地でございますのでなんとかして改良区の設置等も考えながら、連携を取って優良農地の保全と活用を町当局も遅いわけでございますが当然考えるべきではないか。私も先だって松阪市のコスモスという所でございますが57戸の農家でございますけれども全戸が農業委員会へ向いて手続きを取りまして集落営農しております。それを見ますと本当に定年退職された方々もオペレーターになってやっているとか役員になって推進しているという非常に優れた成績の所が身近な松阪にあるわけです。これはもう町の施策として放っておけない問題でございますので町長、この取り組みに付きまして、どのようにして町当局は考えているのかお聞かせ願

たいと思います。

議長(小林一則君) 町長 辻村修一君

町長(辻村修一君) まずは先程も申し上げておりますようにこれだけの先進的な取り組みで基盤整備が進んだ町の農地を、将来にわたっていかに活用していくかという事は、大変町にとりまして重要課題だと認識しておりまして、当然改良区始め農家の皆さん方もこの考え方に立って、まず宮川用土地改良区のエリアの中で第一番に有田平野がパイプライン化の工事が進められてきているという現状があるわけでございます。その他いろんな生産の部分におきまして大変熱心な取り組みもある町でありますから、今こうして2次3次産業が大変厳しい状況にある中でやはりもう一度町の1次産業の振興を考えていく必要があるのではないかというふうに思っている次第でありますし、野口議員おっしゃるように農地集積、あるいは担い手育成の努力をしていくべきであろう。そしてこれに付きましては農家の皆さんはもとより土地改良区の皆さん方のご理解を頂くような働きかけも町といたしましてもバックアップしていく事が、これから大変重要になってくるのではないかという認識をしておりますのでよろしくお願い致します。

議長(小林一則君) 11番 野口繁君

11番(野口繁君) 話は余談になりますが有田地区でパイプラインを設置しているわけですがけれどもこの場合国が約9億、県が約5億、町も1億3千万出すわけでございますけれども、多額の補助金をもらって有田地区では農業担い手の育成が達成されない場合は補助金の返還も有り得るのではないかと。町としても多額の公費を1地区へ向いて入れているわけですがいろいろと歩んできた中におきましても、減反の問題に付きましては纏めて最終年度にするというような認定農家があったわけでございます。それが果たして出来るのかどうか。転作も少ない。そして担い手も構成されているのか1回ちょっとお聞かせ願いたい。

議長(小林一則君) 町長 辻村修一君

町長(辻村修一君) 具体的な内容は別といたしまして先日もこの有田地域の理事長にもお越し頂いて経営基盤育成事業が後1年あるいは2年で完了していくという中では当然いろんな要件があるわけありますから、それに沿った形の所謂担い手育成というふうなものなり、その他の要件をやはりクリアしてもらわないといけないと私の方からも意見を申し上げさせて頂いた。改良区としても今後鋭意努力していきたいということでございました。やはりそれぞれが自分達の改良区、そして地域の将来を真剣に考えて頂くという事がいよいよ大事になってきたという認識でありますので1つひとつ取り組みをして頂けるものだと思っておりますし、こちらもそのようにバックアップ

していきたいというふうに思っています。

議長(小林一則君) 11番 野口繁君

11番(野口繁君) 僕も心配しているわけでございます。非常に難しそうな事でございます、なかなか改良区が町へ向いて移管していた為に事務自体も全然分からない状態で、全くお手上げの状態であるわけですので町がもっと本腰を入れてこの問題に付いて取り組んでもらわないと、改良区自体も本当に役をしてもらっている方にも非常に迷惑をかける。又今後徴収の時には相当な滞納が出てくるのではなかろうかと私は心配しているわけです。僅かな事務費だけでも滞納云々と言われますので、その点もひとつご指導の程よろしくをお願いします。それで前回も土地改良区の統合問題が出たわけですが改良区を一本化して事務は1ヶ所に纏め改良区もいろいろ要素があるわけですが経理は別という形で取り組んだらどうかという話があったわけでございますけれども、改良区の統合、又城西地区の改良区の設定というような事で寄った機会があるわけですが、今後町としてどのようにした方が良いかお教えの程をお願いします。

議長(小林一則君) 町長 辻村修一君

町長(辻村修一君) 現在町内に9の改良区が存在しているという事でございます。まして町内一本の改良区でより効率的な活動をしていくという事が重要なのではないかというお考えも当然の事だと思いますし、過去にもこの事に付きましては懇談会等開催させて頂いてきたという経過はございます。しかしいろんな周辺の動きが出てきている中でございまして、又ご意見もあるわけですから前段の経営基盤育成のパイプライン化工事の要望もあるわけでありましてその為には母体となるきちんとした改良区も必要になる。宮川左岸第には野口議員も関わっておられますけれども、伊勢市との関係もあるわけですが、そうした町内一本の改良区という事であればどのエリアを範囲にするかという事なり、あるいは統合した場合のメリット・デメリットというのはどうなのかという事も直接組合の皆さん方、あるいは改良区の幹部の皆さん方に勉強して頂くという事から順次入って頂く事が必要ではないか。特にこの事に付きましては県あるいは県の土地改良連合会等も入って、そして統合についての若干の補助制度もあるという事になっております。要はこれからそれぞれの改良区の皆さん方がお集まり頂いて、まず勉強会から始めて頂いたらどうかというふうに思っている次第でございます。

議長(小林一則君) 11番 野口繁君

11番(野口繁君) 会合を前向きに進めたいという事です。という事は今回城西地区は解散されている。来年当たりに有田の方の工事に編入しないと乗り遅れていくのではなかろうかという気がするわけです。特に城西地区の方

が理解出来るか、出来ないかによって工事は断念するという事になるかと思うので、今後会合につきましてどのように考えているのか当局の方からお答え願いたいと思います。

議長(小林一則君) 町長 辻村修一君

町長(辻村修一君) 議員も参画頂いておりますのでこちらの方からも働きかけはさせて頂かなければならないと思っております。そして改良区の皆さん方の方からも、そうした意識を持ってまずは集まって頂くというような事の協力を頂かなければならないと思っております。やはり統合した場合のメリット・デメリット等をご理解頂かないと後々いろんなトラブルの元になるわけですから、私は多少の時間がかかるのではないかとこんなふうに思っておりますけれども、やはりまずはそれぞれの皆さん方にお集まり頂いてこれからのこの地域の農業振興はどうあるべきなのかという事についても、十分な意見交換をしてもらう機会を持ちたいと思っております。以上です。

議長(小林一則君) 11番 野口繁君

11番(野口繁君) 私が心配しているのは城西地区の解散です。工事に編入されるかされないかが問題でございますので、その点に付きまして充分考えて城西地区を事業の範囲に入れるか、入れないかを確認しておいて欲しいと思います。

続きまして4項目の平成21年度の財政についてですけれども、全く今回政府が日めくりのようにいろいろ国政が変わっております。平成21年度の町税に付きましては非常に掴みにくい。又交付税もそうでございます。過去の事を考えますと平成18年度は町税で約20億あったわけでございます。

19年度は約26億円。20年度は現在の補正予算を見る限り大体22億円位ですか。その中で町民税が18年度で9億あったわけでございます。19年で14億3千万。この補正で20年度は11億となっているわけでございますけれども、来年度の法人税がどうなるか全く見通しが見つからないわけでございます。何と言っても掴みよのない苦しい玉城が生まれるわけでございますけれども、見通しにつきましてどのように考えているかお聞かせ願いたいと思います。

議長(小林一則君) 町長 辻村修一君

町長(辻村修一君) 21年度の町税等の収入見通しという事でございますが大変厳しい状況でございます。全く野口議員のお話の通り見通しが見つからないという事を申し上げていいかと思っております。そんな中で固定資産税あるいは個人の町民税等というふうなもの、ある程度変動の無い部分については、例年通り確保出来るのではないかと思っている次第でありますけれども、最近の企業等の状況は毎日報道されておりますような形の中では、玉城町の

過去今年あるいは昨年その前というふうなものの税収に占める割合は、企業さんからの法人町民税というふうなものが、かなり占めていたという事でありますから、これが全く期待できないという状況になるのではないかとこんなふうに思っている次第でございます。収入の見通しについては全く予想が今、しにくいという状況でございます。

議長(小林一則君) 11番 野口繁君

11番(野口繁君) この町税の中で法人税が18年度で3億2千万、19年で7億3千万の収入があったわけでございますけれども20年度はしかりといたしまして21年度はおそらく均等割と僅かな半島振興法によりましての固定資産税をもらうだけということになろうかと思えます。それで来年度単年度だけで終わると良いが尾を引くという事になりますと、玉城の財政も非常に苦しいわけでございます。玉城に大きな企業がございまして。各地で雇用の問題で解雇が盛んに毎日あるわけでございます。雇用問題として派遣の解雇になる状態の中で町といたしましても各企業にせめて町内の雇用している方の首を切らずに残して欲しい。法人税の減額につきましては社会情勢の中で仕方ないわけですが。それと企業の下請けの業者もあろうかと思えますので、玉城の雇用と下請けの業者を何とかして守ってもらう事をお願い出来ないかお聞かせ願いたいと思えます。

議長(小林一則君) 町長 辻村修一君

町長(辻村修一君) 雇用の問題が今一番の心配事でございます。実は先月25日の夜にも東京の方で与党の雇用問題座長の河崎次郎さんそして坂口さんにも直接私の方からも質問を申し上げて、雇用問題そして地域の若い方々が地域に残って頂くような施策を、もっと力を入れてもらうべきではないかというようなご要望を申し上げてきたこともあったわけでございます。先般も日本環境経営大賞を毎年実施して頂いている報告会へ京セラミタにもお邪魔しているわけでありまして、あるいはその他の企業におきましても従来から玉城に立地して頂いている限りは出来るだけ玉城町優先で、そして雇用を守って欲しいというようなお願いはしているわけです。今後もこの事につきましては気を使って努力していきたいと思っております。

議長(小林一則君) 11番 野口繁君

11番(野口繁君) 今後というのではなく時間の問題です。各企業に町内の雇用者を守って欲しいというのは国の問題と違います。町の問題です。ですから1日も早く各企業に出向いてお願いすべきでなかろうかと思うわけですが再度お答え願いたいと思えます。

議長(小林一則君) 町長 辻村修一君

町長(辻村修一君) 町内の企業につきましてはその働きかけをして参りたい

とこんなふうに思っております。

議長(小林一則君) 11番 野口繁君

11番(野口繁君) 続きまして21年度予算でございますけれどもそれこそ又とりとめのないような予算でございますけれども一体どのような推定して考えているのかお聞かせ願いたいと思います。

議長(小林一則君) 町長 辻村修一君

町長(辻村修一君) まだ今の時点で21年度予算の方針をどう考えるかですが、例年ですと当然の事ながら編成方針を掲げていよいよ新年度の予算編成というふうな事になるわけでありましてけれども、特に今の経済情勢というものを考えますと非常に厳しい中でありまして、再度編成方針を練り直してそれぞれの所管へ指示しなければならないと考えている次第でございます。先般からも町の後期基本計画あるいはさらに3年間の実施計画等々の進捗状況のヒヤリング等それぞれ実施してきている状況でございます。それに付きましてもこういう経済情勢でありますからそれぞれ所謂インフラハードの部分あるいは又ソフトの部分におきましても一つひとつの見直しをしていかなければならないのではないかと考えております。そんな中で大変厳しい中危機意識を持って、生き残っていくという事が必要であると思っている次第です。

議長(小林一則君) 11番 野口繁君

11番(野口繁君) その中先に職員の定数条例が改正されたわけでございます。特に玉城病院で感じた事でございますけれども本当に良い院長さんを迎えたわけございましてよくこんな報酬で玉城へ来て頂きました。朝の8時にはもう各部屋回って8時半にはミーティングされて本当に大変よく働いてもらっています。その中で先生もさることながら看護師の姿を見ておられますと非常に少数の中でやり繰りしているという事ございまして、定数条例を改正したわけでございますので、早急に定数の見直しについて考えるべきではなからうかと思うのですが、その点につきまして町長の方からご答弁お願いいたします。

議長(小林一則君) 町長 辻村修一君

町長(辻村修一君) 病院の関係につきましてご心配を頂いております。やはり議会始め町民の皆さん方が町立の玉城病院を精一杯支援して頂かないと経営的にも厳しい。そんな中で昨年から本泉院長大変一生懸命取り組んで頂き経営的な部分に付きましても感心を持って頂いて取り組んで頂いていて、収益面でもかなり良い傾向になってきていると伺っている次第ですが、只玉城病院だけではなくに他の病院におきましても、特に地方は人材の確保に大変な苦勞をしているわけです。もう従来から看護師の確保が大変厳しくて募集

はしておりますけれどもなかなか集まって頂けない。応じて頂けない状況もあります。日々のスタッフの方々は患者の皆さん方への対応等私の目からは熱心に行動して頂いていると評価しているわけであります。是非この事の応援をして頂きたいと思っておりますし9月で定数条例の改正を頂きましたけれども住民の皆さん方の応援を頂くという事を私達も一生懸命いろんな機会にPRしていかなければならないと思っております。今後共この事に付きましてもご理解ご支援を頂きたいと思っている次第でございます。

議長(小林一則君) 11番 野口繁君

11番(野口繁君) 21年度の予算に付きましては非常に難しい問題がございますので、玉城町が赤字団体にならないような方向で進んで頂くことを願いまして質問を終わらせて頂きます。有り難うございました。

議長(小林一則君) 以上で11番 野口繁君の質問は終わりました。

ここで10分間休憩と致します。

(午前 10時20分 休憩)

(午前 10時32分 再開)

議長(小林一則君) 再開致します。休憩前に続きまして一般質問を続けます。

次に5番 鈴木加奈子さんの質問を許します。5番 鈴木加奈子さん
5番(鈴木加奈子さん)議長のお許しを頂きまして、日本共産党鈴木加奈子一般質問をさせて頂きます。4項目に亘りまして質問を通告いたしております。全て町民の暮らし、子育てを守る立場で質問させて頂きます。よろしくお願い致します。最初に高額療養費。これはお医者さんにかかりました時に1割の負担をなさる方あるいは3割の負担をして頂く方がございますが国民健康保険の中で天井知らずに総額を自分が負担するというのではなくて、その方の所得あるいは年間に何回高額療養費に当たるかという事で、限度が決められておりますがそれを超える金額7万何千円あるいは3万何千円を超える金額が高額療養費として一時病院の窓口を支払いまして後町を通じまして本人さんにお金が戻ってくるという制度がございます。高額療養費の本人へ戻ってくる期間というのが国保の場合ですとレセプトが月末に病院から審査会の方に回って、そしてその金額が確定されて町にはっきりとしたものがまいりまして本人さんが受け取る。これに約3ヶ月を要します。ですから高額療養費にかかる部分が2万であったり5万であったりもっと多かったりすると思っておりますけれどもその戻ってくる可能性のあるこの金額を一時的に3ヶ月負担続けなければならないということが起こっています。この高額療養費に付き

まして、所得の少ない方はそれを負担し続けるという事が大変困難になるといふ事で今から28年程前、昭和55年に要請をいたしまして全国的にも作られたと思っておりますけれども玉城町でも貸付制度が出来ました。その中にははっきりと医療費の支払いが困難である者に対し当該療養にかかる一部負担金の支払いの高額に当たる部分を貸し付ける。貸し付ける金額というのは戻ってくると予想される金額の90%。勿論利息はありません。この基金が100万円置かれまして作られました。私の記憶ではこれが活用されたという覚えが無いのです。生活相談を受けましてこの要請に参りましたがけれども該当しないとされました。それは何かと言うと町民税所得割非課税世帯でまだもう1つ決まっております、その非課税世帯の中でも町長が認めた者とするこのように規則が決められています。本条例に付きましては議会に付議されまして私も勿論賛成したものでありますけれども、この施行規則に付きましては議会に諮られたものではないわけですし、これは町当局ご自身で決めるわけでありましてけれども、この規則に引っかかりまして対応がなされなかったという状況がございました。さてあれから28年経っておりますけれどもこの利用状況はどうなっているのでしょうか。今大変な生活を営んでいるこの時にこそ活用出来るものにしなければ100万円の基金はもったいないことになると思っております。又どのように改善しようと考えられているのかお聞かせ願いたいと思います。尚後期高齢者医療制度が本年4月から始まりまして。これまでですと先程申し上げましたように高額療養費は3ヶ月待っていれば本人さんの所にお金が入ってまいりました。けれどもこの後期高齢者医療が始まりましてから5月分がなんと11月にならないと支給にならなかった。半年間も先。これまで3ヶ月先であったのが6ヶ月先になっているというこの事態に、半年間毎月かかるお金を負担していくという事が年金の中で出来なくなってきた。いざという時の為にと置いて置いた定期預金に手を付けてしまったという話をして見えました。今金利が大変低い時です。いざという時の為にとされていたものに手を付けなければならない悲痛な思いを語られておりました。こんな時でもございます。是非とも改善願いたいと思います。現在首を切られて先程訂正なさいましたけれども首切りということがいけませんか。本当に首切りなのです。生活はどん底に陥れられ大変な事になっているのです。又中小の下請けの企業の方々も大変な事になっています。自殺者が増えてきています。去年の状況と今年の今の状況と変わってきています。それにも対応するような姿にして頂きたいと思っております。

2番目子供の医療を守る施策に付いて、3番目に福祉灯油購入補助について、次に人づくりの基本、保育行政の今後についてというふうに順をおって

質問をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

議長(小林一則君) 5番 鈴木加奈子さんの質問に対し答弁を許します。

町長 辻村修一君

議長(小林一則君) 町長 辻村修一君

町長(辻村修一君) 鈴木議員から高額療養費の負担を援助する施策についてのお尋ねを頂きました。高額療養に必要な費用が生活に与える影響を考えての制度が昭和55年に100万円を積んでそういう貸付の制度が設けられたということでございますが現在まで過去10年間利用はございません。それで平成19年4月に創設されました限度額適用認定証制度に寄りまして高額療養費分を窓口で負担して頂く事が無くなったという事でございます。これに寄りまして、高額療養費の貸付制度の意義が無くなっている状況でございますので、今後この現在の貸付制度の廃止も考えていかなければならないのではないかと考えている状況でございます。又当の内容等所管の課長から質問に寄りまして補足をさせていただきます。以上でございます。

議長(小林一則君) 生活福祉課長 林裕紀君

生活福祉課長(林裕紀君) 先程町長の答弁の通り昨年4月から高額療養費につきましては限度額適用認定証という制度が出来まして、これをまず市町村国保の方に届け出してもらいます。そうしますと届け出のあった初日に遡りましてその年の保険証更新の前7月末までの有効期限をつけてその認定証をお渡しします。そこには所得分の明示をしましていくら以上は高額療養費になると分かりますのでそれでその部分は取らない。直接私共から医療機関の方へ払うということでそういう制度を設けています。この活用につきましては仮に申請を忘れておりまして、現状としましては病院の方でしっかりこの事は把握されておりますので、もし入院された場合には医療機関の方から「こういう受給資格証をもらって見えたら」ということを言って頂いて促して頂く現状でございます。従いまして64名の方がその認定書をお持ち頂いております。只入院の場合に限りますので外来の場合はやはり償還払いとなっておりますが、なかなか高額療養費を超えた外来というのは今まで経験が少のうございまして、こういう事を踏まえて町長が申し上げました通り高額療養費の基金という制度については、意義が大分薄くなったのではないかとこの事で今後廃止の方へ向けて検討していきたいと考えております。それから途中で話のありました、後期高齢者高額医療費の支給が遅れた事につきましては当初プログラムのいろんな改正がございまして後期高齢者の高額療養費の支払いにつきましては国保中央会の方でプログラムを一括して全国の都道府県に配布しておりますがそのプログラムにミスがあった。こういう報道があったと思うのですがミスがあり遅れているという実態でございます。こ

の限度額認定証につきましては一定の基準があります。保険料滞納が無いという事が前提条件でございます。ですから基金は滞納のある方だけ残るという事になってしまいますので、昨今保険証の問題で滞納があるだけで即座に機械的に止めるという事はやかましく言われる時代でございますので、これにつきましては特別の事情を勘案しながら、仮に滞納があったとしてもその状況を見ながら、この高額療養費を入院して頂くなら限度額認定の申請を受けて証明書を発行していきたいと考えております。以上です。

議長(小林一則君) 5番 鈴木加奈子さん

5番(鈴木加奈子さん) 驚きました。自分達の不備を止めにしてしまうという事で解消しようなんてとんでもない事ではありませんか。外来でありまして限度額を超えるという治療になる事は多いのです。例えば癌患者が昨今増えてきております。そういう人達が家庭に戻りお医者さんとの連携を持ちまして家庭療養に入るという方も増えてきていると伺っております。又そういう待ちの状態でなくても、通院によって治療を受けておられる方は私何人も伺っております。そういう事で入院だけが該当するこの限度額適用認定証だけでは間に合わないという事をはっきりと認識して頂まして、この貸付制度は引き続き置いて頂きまして28年間利用が無かったのは利用が出来なかったのです。利用したくても出来なかったのです。だから利用出来るような方法を取って頂きたいと思えます。例えばこの施行規則の中には町民税所得割の非課税世帯で町長の認めた者とするとなっております。これは規則です。条例ではないのです。ですから貴方達は自分達でそういうきまりを持ってしまっている。それで住民の願いを排除しているという事になるわけです。こんな姿は普通有り得ない。普通ですとどういふものであっても限定をした上でこの他、町長が認めた者とするとなっております。ところがこの施行規則に限っては非課税世帯の中でも、まだ限定して町長が認めた者とするというのは異常だと思います。だから非課税世帯ではなくて非課税世帯及び町長の認めた者というお考えはございませんか。

議長(小林一則君) 町長 辻村修一君

町長(辻村修一君) 条例施行規則の改正対象の中身の考え方についてのお尋ねでございます。今申し上げましたように新しい制度が昨年4月から実施されているという事もあります。そして活用が無いという実態もあります。こんな中でこれにつきまして今後どうしていくのか、今のご質問も含めて検討して参りたいと思っております。

議長(小林一則君) 5番 鈴木加奈子さん

5番(鈴木加奈子さん) 使いにくいものにしておいて活用が無いから切るといふそんな理不尽な事はしてはならない。活用出来るように変えるように

と私は何回もこれまでに申し入れて来たところであります。それが「変えま
す」と言いながら未だに変えられていないこの規則のあり方に非常に問題
を感じております。今後も存続し外来の場合の高額療養費には限度額適用認定
証というのが活用出来ないのであれば外来については100万円の基金を置いて
おりますこの制度で、療養貸付基金が活用出来るように改善するという事
を強く要請しまして次の問題に移ります。

2番目に子供の医療を守る施策についてです。資格証の発行という事で病
院窓口では100%自己負担で払わなければならないという子供たちが全国的
に沢山いるということで全国的な調査が行われる事になったわけですが、こ
の結果を見てみますと、三重県はひどいなと思うのですが全国平均の5倍の
率で子供の医療の部分で資格証が発行されていたという事が明らかになりま
した。玉城町では3世帯3人の幼児とそれから中学生であったわけですが、
今後はこの資格証の発行については、子供のいる世帯に対しては発行
しないという方向が打ち出されています。平成17年5月23日に厚生労働
省保険局国民健康保険課長補佐でございます、土佐和男さんがこの要項を出
しておりますが、最近又改めてこの資格証の発行についての留意点について
というのが本年10月30日付けで厚労省から通知が出されております。こ
の留意点を見ておりますとほぼ3年前に出されました土佐和男さんの文と似
ております。ほとんどそっくりでございます。こういう事が指摘されてお
りますのに、面接もせず資格証が玉城町でも渡されていたのかと思うとと
ても心痛む感じがいたします。国保法の中には資格証を渡してはいけない、保
険証を取り上げてはいけないというそういう事が定められておりますが、そ
の中には子供が抜け落ちていたわけです。資格証となりますと福祉医療の施
策も該当にならないという事になりますので、今後の決意も含めましてお伺
いしておきたいと思っております。よろしく申し上げます。

議長(小林一則君) 町長 辻村修一君

町長(辻村修一君) 国保の滞納世帯家庭の子供に対する資格証の発行という
事です。現在の資格証の発行の状況は9月15日現在子供のいる世帯
3世帯です。12月12日現在では子供のいる世帯2世帯という事でござい
ます。滞納世帯の家庭にありましてもやはり子供を守っていく事は大変重要
な事だと思っておりますし、あくまでもそうした滞納世帯であるからという
ふうなことではなく、機械的な運用というふうなことで処理をするのではな
くやはりそうした事情の把握を行った上で、資格証の発行はしていくべきだ
と考えている次第です。特にこの事につきましては今回国におきましても滞
納世帯であっても、中学生以下の子供にあつては保険証の交付を可能とする
というふうな法改正の動きがございます。そうした事もありますしやはり子

供をあくまでも守っていくという観点からも、この事につきましては町といたしましても慎重に取り扱いしていきたいと考えております。以上です。

議長(小林一則君) 生活福祉課長 林裕紀君

生活福祉課長(林裕紀君) この問題につきましては先程町長が申しました通り12月10日に衆議院の厚生労働委員会で可決されて来週位には法改正が成立するのではないかとこのように言われております。この施行は来年4月からになる予定で無保険の子供ということで、中学生以下と設定されるようです。18歳以下ではなくて中学生以下ということで有効期限6ヶ月の短期証を発行する予定です。従いましてまた6ヶ月が経てば新しい短期証を発行し短期証で繋いでいくという事になっております。もう一つは今まで国民保険証というのは世帯主単位にし、世帯の被保険者に発行するという事で保険証は1人1枚ずつになりましたけれどもあくまでも世帯全員に同じ資格の保険証を発行する。ですから滞納している例えばお父さん、お母さんに資格証を発行し、お子さんに短期証を発行するとか保険証を発行する事は法令上無理がありました。ところがご存知の通りいくつかの自治体が自治体の考え方でいろいろやっているという事が、今回法を動かしたのではないかと考えております。ですから今回の法改正は世帯単位の原則が改正され個々に出せる改正だとこのように理解しております。以上です。

議長(小林一則君)5番 鈴木加奈子さん

5番(鈴木加奈子さん) 言い間違いなのか聞き間違いなのか分かりませんが12月12日現在で2世帯というのは資格証が発行されているのですか。それとも滞納者ですか。滞納はしているのだけど資格証ではなくて短期証なり保険証なりそういった対応になっているのでしょうか。ちょっとご答弁があまり分かりにくかったのでもう一度お伺いします。

議長(小林一則君) 生活福祉課長 林裕紀君

生活福祉課長(林裕紀君) 資格証は滞納が1年以上続いた場合発行しますのであくまでも滞納者という事になります。2世帯ですがまず乳幼児がいる世帯が1世帯と中学生がいる世帯が1世帯でこの2世帯が現在発行しておりますが、乳幼児の方に付しましては分納の予定をしておりますので現在は中学生の家庭1世帯だけが資格証を発行しております。1世帯だけが資格証という事になります。この世帯につきましてはお母さんとお子さんの母子家庭ですが、ちょっと居所が掴みにくくてなかなか交渉がしにくいということでやむをえず発行しているところで、実態としましては無いと言い切っても良いと考えております。以上です。

議長(小林一則君)5番 鈴木加奈子さん

5番(鈴木加奈子さん) 会えないので資格証というお話があったのですけれ

どそれを固くいましめているのがこの20年10月30日に出された厚労省の通達でございます。会えないから資格証では駄目だという事がはっきりと明記されていますよね。必ず面接するという事。それからその中に中学生がいるのならその中学生の子供さんはこの人も行方不明なのですか。そうではないでしょう。学校へ来ているのではないですか。そうしたら子供さんに資格証ではなくて短期証をお預けする事も可能ではないかと思っています。資格証と短期証では全く違いますよね。病院の窓口で資格証なら100%払わなければならない。だけど短期証であれば期間は限定されますけれどもそのご家庭の割合によって負担するという事になるわけですから、そのところきちんと対応してもらわなければならないのではないかと。改善の余地を残していると思っておりますのでよく心得て頂きたいと思います。それから悪質と思われる環境の中で子供がもし育っているのなら、この養育環境の問題として対応する。児童相談所等のそういう所との連携プレーもしてもらわなければならないので子供が本当に守れているのかどうかという、この点にまでも入ってやらなければ、玉城町の地方自治体の仕事としてはいかなものかとこのように思いますのでその点でご留意をお願いしたいと思います。

議長(小林一則君) 生活福祉課長 林裕紀君

生活福祉課長(林裕紀君) 先程申し上げました通り資格証を発行するという事はあくまでも接触をしないで発行するわけではなくて、接触を試みるのですけれども接触が出来ないという場合にたまたまなっている。この場合に中学生の方だけに保険証を発行するという事は、現在の法律では違法ということになりますから、これが改正されてからという事でご理解頂きたいと思えます。

議長(小林一則君) 5番 鈴木加奈子さん

5番(鈴木加奈子さん) その事を私は指摘したし厚生労働省もその事を指摘しているのです。会えないからといって資格証にするのはいけないと。貴方が会えないという事は、子供が放置状態になっているのであればその対応も併せてしなければならないという事が、はっきり提示されているところがございますのでそのことを肝に銘じて頂きたいと思います。私は決して払わない事が良いと言っているのではない。子供たちが守られる環境を玉城町で作っていくというこの事を大事にするという事、そして冷たい国の政治の中でもそういった世論に押されてここまで変わってきているのに、玉城町がそれに遅れているというのでは情けないではないかという思いで、申し上げているところがございますのでよろしくお願いしたいと思います。

次に福祉灯油の問題でございます。昨年玉城町も実施して頂きましたがなんと生活保護家庭に対して世帯に2千円。これは1回だけの支給という事で

ありましたが、厚労省の通達で見ますと生活保護家庭1人当たり8千円以内であれば収入認定はしないという、こういう余裕を持たせてきているところでありましてけれども玉城町では世帯に対して一冬にたった2千円であったという事にととてもさびしい思いがしたわけでございますが、さて昨年これによって交付税はどのように受け取られたのか。どんな申請をしてどのように受け取られたのか。又今年度はどのように対応なさっているのかお伺いしたいと思います。

議長(小林一則君) 町長 辻村修一君

町長(辻村修一君) 灯油の購入補助についてのお尋ねでございます。これは今回の補正予算でもお願いしているところでございます。昨年度と同様の施策を講じたく予算計上を提案させて頂いているところでございます。昨年の交付税での算入がどうかというお尋ねもございました。原油高騰対策としての交付税は昨年度特別交付税で82万2千円と算出がございました。今年度は地域活性化緊急安心実現総合対策という項目で、措置がされるというふうに伺っているところでございまして、今のところまだ今年度の実施計画を申請している状況でございまして、国の景気対策が出されておりますけれども提出しているところでございまして本年度は未定でございます。以上でございます。

議長(小林一則君) 5番 鈴木加奈子さん

5番(鈴木加奈子さん) 生保世帯に2千円渡して82万2千円ももらって玉城町はどうなっているのかとこの答弁だけ聞くとこうなります。きちっと質問しましたようなご答弁を頂きたいと思っております。

議長(小林一則君) 政策財政担当課長補佐 中村元紀君

政策財政担当課長補佐(中村元紀君) 昨年の特別交付税で措置された82万2千円の内訳でございますけれども従来玉城町の方で生活保護世帯に支給している金額がでございます。それに上乘せさせて頂いた格好で先程おっしゃいました8千円を下回るような格好で支給させて頂いたというのが現状でございます。その分といたしましては一応こちらの方申請させて頂いたのが17万3千円。その2分の1が措置されたということでございます。昨年度の原油高騰対策に付きましては、これ意外に温かいお風呂に入って頂きたいという事で玉城町の無料入浴券等を配布させて頂いている。そちらの費用も入れさせて頂きましてトータルで82万2千円頂いた。こちら入浴券の分の算出といたしましては147万算出させて頂いてというところでございます。

議長(小林一則君) 5番 鈴木加奈子さん

5番(鈴木加奈子さん) 一冬に1世帯2千円というのはいかにも気の毒だと思っておりますのでせめて1人月当たり2千円という支給で今後まだ続きますので

実施をお願いしたいと思っています。その為にこそ交付金措置も国は行っているところであります。是非お願いしたいと思います。又お一人暮らしであったりとか生活状況の大変な方もおありと思います。と言うのは生活保護以下であろうと当然見込まれる人でも、生活保護を申請しなくてご自分で生活してみえるそういった方もございますので、そういう困窮者の方々へ手を差し伸べるという事も検討頂きたいと思います。

次に保育所の問題でございます。今町づくり戦略会議の提言書纏めが議員皆の所にも届けて頂いたわけでございますが、この中を見てまいりますとコミュニティの育成であるとかそれから第5回の提言の中には大きく割きまして人作りという事柄が書かれております。私も相関関係を持ちながら人は育っていくのだ、コミュニティの中で育っていくのだというふうに思っております。その一番の始まりと言いますか基本となるのが保育所であるところのような位置付けをすべきではないかと思っております。町長さんは子育て支援を、町長さんの施策の中の大きな柱として重点施策として位置付けられております。玉城町の保育行政は本当に年々改善と言いますか充実させてこられた代々の町長さんの施策に頭の下がる思いがいたします。私初めて議会に出させて頂いたのが1975年の9月でした。その時に3番目の子供がまだ2歳でございましたが議会活動をいたしますに当たりまして、玉城町がその時にその当時2歳の子供を預からない。3歳にならないと預からない。朝は7時半位からは保育士さんが見えまして預かってはくれますけれども、お帰りの時間は3時半位だったかなと思います。私は2歳の子供を抱えて議員活動をするに当たりまして、玉城の人間でありながら玉城町の保育所に預けられなくて伊勢もやはり公立保育所では預かってもらえない。それで私立の共同保育所に預かって頂きました。そしたらなんと玉城町から何人もの方が預かってもらっているという事が分かりました。保育料も大変高いし少しでも保育料を抑えるという事の取り組みなんかもされておりましたけれども、大変なものでございました。それから以来0歳児保育そして朝早くから夜遅くまでの長時間保育にと、又土曜日保育も行われるように目覚ましい充実をして頂く事になったわけです。さてそういう状況の中で田丸保育所の建設が急がれているところでありますけれども、そんな中で保護者の方々から今国の制度が変わるという話なんかも聞かされているけれども玉城町の保育所は一体どうなるのだろうかという問い合わせがあります。最近もお母さん達、保母先生達が集まり又経験者の方も集まり勉強会もされておりますけれども、私が思いましたのは保育所の改革プロジェクトチームで田丸保育所の建設について検討するのだと町長は言われました。けれどもこの中に保育士さんが入っていない。保護者が入っていない。これは何でなんだろうかととても不審

に思っておりました。今東京都で問題になっておりましたあのハッピースマイル東中野駅前の株式会社NKグループが認証受けて僅か2ヶ月で閉園してしまったというこの社長は5年程前に『保育ビジネスの始め方儲け方』という本を出版しています。そういう人が保育に手を出して2ヶ月で止めてしまった。石原都知事も怒ってテレビの画面に出ておられましたけれどもこういう無責任なこんな企業の金儲けの材料に子供を提供するような、そんな事絶対にあってはならないと思うところではありますが顔ぶれを見ますと保育士さんという一番子供の成長にこれまでも携わってこられた方が入っていないというところに、とても不安を感じているところでもあります。今後の玉城町の保育をどのようにお考えになっておられるのか伺いたいと思います。小学校区毎に保育所があり、そしてその中で特に赤ちゃんが保育されている保育所ではとても子供たちの意識が高まっていると伺っています。一人っ子年の離れた二人っ子というのが多い昨今でございますので子育ての姿を見るというチャンスがありません。子育ての姿を見るという事は命に繋がる強さを身に付けるのであります。是非とも今の保育行政の有り方、素晴らしい玉城の保育を守って欲しいと思っておりますのでお伺い致します。

議長(小林一則君) 町長 辻村修一君

町長(辻村修一君) ご理解を頂いておりますように子育てを重点施策の1つとして掲げて議員の皆さんのご理解を頂いて1つひとつ施策を進めさせて頂いているわけでございます。今年も有田の地域に放課後児童クラブを設置させて頂きました。あるいはそれぞれの保育の現場におきましても保護者の皆さん方からのご要望に応えながら取り組みをさせて頂いている状況でございます。私の方へはそんな「玉城町はどうなるのだ」という心配の声は届いておりませんが町の将来にとって何が大事なのかということでございまして、やはりこの町の将来を支える子供たちへの教育というものを大変重要だと思っています。特に我が玉城町は人口が徐々に増加する町ということになっております。そんな中でこの事はやはり町といたしましても大変重要な施策として掲げて、そして自治体として責任を持って進めていかなければならないという、認識をしている状況でございます。以上でございます。

議長(小林一則君) 5番 鈴木加奈子さん

5番(鈴木加奈子さん) 自治体として責任を持って保育行政に当たるという意味で言われたのでしょうか。町長。質問させて頂きましたら自席で「はい」と首を縦に振られましたので、今後も玉城町の保育行政は町長が責任を持って実施するというところでございますので、金儲けの材料に子供たちを提供する事は行われまいと思っております。さて町長。では何故早く保育士さんあるいは保護者の方々をこのプロジェクトチームに入れられないのですか。それ

こそ伊勢市を含めました周辺の自治体から比べましても、玉城町の保育行政は本当に秀でておりますからこそ、子育てしやすい町という事で玉城町を選んで若いご夫婦が玉城町へ来られるわけです。その玉城町の真ん中でやはり0歳児の保育をとというのは、ずっと以前から私何度も申し上げてきているところでありますけれども、そういった具体的な計画をしていかなければならないのに、それなのにもかかわらず何故専門家あるいは保護者会の方々を入れないのですか。お伺いします。

議長(小林一則君) 副議長 坪井信義君

副町長(坪井信義君) このメンバーについては前回の9月定例会の際にも他の議員からご質問頂きました。プロジェクトチームの委員長として答弁させて頂いたところでございますけれども、入れないということで拒否をしているように、受け取られておられるように感じるところでございますけれども、決してそういったものではございません。プロジェクトチームそのものにつきましては政策協議の場という中で推進いたしております、当然現場の意見の聴取という事につきましては、鈴木さんがおっしゃるような専門的な立場の方を必要に応じて意見を聞くという方針を持ってございまして、実際のところ先月11月に開会いたしました委員会におきましては子育て支援指導員ということでこの4月から新しく前所長2名の方に就任頂いておりますがその方、それから放課後児童クラブの指導員の方3名をお呼びいたしまして現状での協議、この事につきましては単に保育のみならず現状保育所から小学校へ行かれるそれからのそういった子供の子育てについて、全般的な意見交換というところで現状意見交換をいたしているところでございますので、そういった関係者を全く入れない中で、推進している状況では決してございません。若干誤解があるように思いますがメンバーとして入っていないからどうこうということではなしに、当然その運用に関しては現場の責任者の意見というのは、非常に重要なものだというふうに受け止めていただきますので説明とさせていただきます。

議長(小林一則君) 5番 鈴木加奈子さん

5番(鈴木加奈子さん) 今座長でありそして副町長であります坪井さんからのご答弁であったわけですが、拒否しているのではないと言われるのですが、この6人の委員の中に事務局の中川さんも含んでおりますけれども何故保育所の問題なのに、小学校の校長が入っていて保育所の所長が入っていないのか。そこの所は異常ですよ。ですからこそこれを知った方々はやはりおかしいのではないかという気持ちを抱くわけです。是非とも早い時期にこのプロジェクトの中に保護者の方あるいは保育士さん達元保育士さんでも良いですが入れて頂いて、保育の専門家の意見を取り入れて頂くようにお

願いたいと思います。必要に応じて意見交換しているというのとプロジェクトチームの中に入っているよというのでは全然違うと思っております。そのことを切望しておきます。又保育所の建設に当たりましてはいろんな事柄があろうかと思えます。今あります田丸保育所は定員200名ですが200名を超えて保育いたしております。適正規模が100名という事は随分以前から申し上げてまいりましたので、座長さんもその他の皆さんもご存知だと思っておりますけれども適正規模にしようと思すとどうしても2つの保育所にしなければならないのかなと思うわけですが、その場合年齢でぶち切るといようなことにならないようにだけは願いたいと思うのです。それでないと保育所の値打ちがありません。幼稚園でも良いのではないかということで幼稚園の送迎バスに乗せているお家もありますけれどもそれはそれでそのご家庭の方針であろうと思っておりますけれども、玉城町の行政として行う場合に年齢でぶち切るといそういうやり方は是非止めてもらいたい。外城田保育所で今乳児が保育されておりますが、その中での子供の育ちの様子をしっかりと保育士さん、先生自身が認識出来るほどのものがあるということをおっしゃられました。有田保育所で0歳児保育をして頂いている時にも保育士の先生方は同じように言ってみえました。やはり赤ちゃんと2歳児3歳児4歳児小学校へ入学するまでの子供たちが保育所に居るといこの事の意義はとても大きいものだと感じております。是非そのような取り組みの方向で願いたいと思います。要望いたしましてこれで質問を終わります。

議長(小林一則君) 以上で5番 鈴木加奈子さんの質問は終わりました。

次に10番 奥川直人君の質問を許します。10番 奥川直人君

10番(奥川直人君) 奥川直人でございます。議長のお許しを得ましたので今回一般質問通告書に基づきまして米の生産調整達成率向上施策について、2番目敬老祝金に支給されました敬老年金の現状と今後の在り方について、最後に玉城町の行政改革及び後期基本計画推進のポイントについて以上3点をお伺いしたいと思います。私達も望んでおります玉城町の住民満足度ナンバー1について質問させて頂きたいと思えます。まず質問に入ります前に町の施設であります弘法温泉と道路を挟んだ駐車場がございますが、その道路の多気町間が開通し、交通量が増えたということで大変危険な状況であるという事で早急に横断歩道設置を頂きまして感謝申し上げたいと思えます。

それでは今回で4回目の継続質問となります。稲作生産調整達成率向上対策について質問いたします。ご存知のように我が町玉城町は田園風景に恵まれ第一次産業であります農業中心特にお米づくりに従事されておられる住民の方が多い町であります。昨今日本の農産物の自給率が40%と低下してお

り問題になっております。しかし米の自給率につきましては100%以上という情報であります。そうしますと自ずと米価は下がっている状況であります。生産する魅力が薄れる事と、今後担い手も少なく益々高齢化する事で田畑の荒廃が進み、又田圃の維持保全が出来なくなるのではないかと心配するところであります。日本の主食でありお米そしてそれを生産する農家を守る上においての国策が今の生産調整なのであります。これは国の生産計画・自給計画に則って農水省、県、町行政及びJAそして水田農業推進協議会へと指示が参っておるはずで、この国の方針を実現する為に産地作り交付金が町の水田農業推進協議会へ交付されております。玉城町の国からの産地作り交付金といたしまして約4千300万円そしてその交付金は生産調整を達成出来た農家に補助金として支給されている訳であります。あくまでも生産調整必達を基本としその中の水田農業構造改革の推進資金であります。このような状況の中、玉城町が生産調整が進んでいないことに対する問題、及び提言を今までさせて頂いて参りました。又水田農業推進協議会の会長を玉城町の辻村町長が兼務されておられます。三重県で29市町中兼務されておられるというのが13市町ございまして13市町の状況は非常に良い。兼務されている町は非常に達成率が良いという事であり、玉城町は飛び抜けて悪い状況です。公平性、平等性を主体とした目標必達に向けて又行政との信頼関係を必死に遵守をしている集落への協力支援について、本町にてどのような検討頂きどのようにしようとお考えなのでしょうか。前に申しましたが町提案に基づく自治区テーマ型交付金の前向きなお考えをお聞きしたいと思います。4度もお話をさせて頂き、話も煮詰まっておりますので端的にお答え頂きたいと思っております。

議長(小林一則君)10番 奥川直人君の質問に対し答弁を許します。

町長 辻村修一君

町長(辻村修一君) 奥川直人議員から生産調整達成率向上対策についてのお尋ねでございます。端的にお答え申し上げます。この事につきましては玉城町のみならず、全国的な今のお話にありましたように米余りあるいは日本の食料自給率とかいうふうな事の大きな問題の流れもあるわけですが、今回国の新しい施策が打ち出されております。特に今までにはなかったわけであり、平成20年産に生産調整を協力した農家に対して補助金を給付するというふうな考え方がありまして事務レベルで検討がなされている。報道では1反当たり3千円の補助金を支払う方向というふうな事でございます。国の施策として、この事は真剣に考えてもらわなければならないという認識を持っている次第であります。町といたしましては産地作り交付金等あるいは町単の補助金というふうなものもご承知の通りでありますけれど

も、こうして国の政策として打ち出されていく事が一番大切な事ではないかと思っております。次にテーマ型の関係も少し前回申し上げました。先般の懇談会の中で考え方、あるいは先週の区長会でも新しい地域づくりについての取り組みの考え方を少し説明させて頂いたところがあります。ご案内のようにこれからの時代、行政だけではなかなか地域づくりを進めていくという事は人的にも財政的にも難しい部分があるわけでありまして、住民の皆さん方との協働によって地域を良くしていこうという事ではないといけません。具体的にどうしていくのかということでもあります。どういう形でこれを取り組んでいくのかという事を2月早々には区長会が例年ありますからそれにはある程度の成案を提出出来るような形で、それまでに議会の皆さん方と充分協議して、そしてこの取り扱いあるいはこの事業の中身を決めて参りたいという考え方を持っております。今の段階ではそういう事で今後進めて参りたいと思っておりますのでよろしくお願い致します。

議長(小林一則君) 10番 奥川直人君

10番(奥川直人君) 2月の区長会にそういった提案を頂くという事がございますので、この生産調整というのが1つのテーマに上がるか上がらないかそこだけご回答頂きたいと思っております。

議長(小林一則君) 町長 辻村修一君

町長(辻村修一君) 先程議員の発言の中にもありましたけれども玉城町には水田農業推進協議会という組織があるわけでありまして。これはあくまでも生産調整をどうしていくのかという事で、従来あまり本格的な論議がなされていないというふうな所もあると思っておりますけれども、特にこの構成は生産団体であるJAあるいは農家の代表あるいは県、町も含めてという組織でありますから、この中で充分本気になってどうしていくのかという論議をお願いしていくという形にして参りたいと思っております。具体的には12月に県の協議会が開催される。あるいはそれをもって次の段階でそうした町の推進協議会が開催になるというふうな所で、充分論議をして欲しいと思っております。以上です。

議長(小林一則君) 10番 奥川直人君

10番(奥川直人君) 先程のお答えに対して2点質問します。テーマとなるのかということで1つは水田農業協議会の会長を辻村町長がやられているわけですが。それで今まで論議がされていないという事自体がそもそも水田農業推進協議会の主旨に反しているとそう思いませんか。もう1つは行政が行政でやるべき事が先程申されたテーマ型なのです。それであれば行政が主体でテーマ型であるならばそれは行政の活動の中で1つのテーマを設けるべきだ。そう思いますが如何ですか。

議長(小林一則君) 町長 辻村修一君

町長(辻村修一君) 行政のテーマも申し上げて農業だけではありませんがそれぞれの分野がありますからテーマというのはいろいろあると思います。そしてそれと集落の皆さん方の意見、あるいは議員の皆さん方の意見がある中これからの町づくり全体で地域興しをしていかなければならない中で、いろんなものがこれから出てくるのではないかと考えています。水田農業の中では所謂具体的な産地作り交付金1反当たりいくらそしてそれぞれの作物がどうだというふうな事、あるいは又それぞれの集落はどうか、あるいは又今までの所謂補助金がどのように活用されているのかという事も、やはり充分今までの評価をして効果を見ながら、それをしっかりと改めて詰めて頂くことをこちらからも働きかけをしていきたいと思っております。

議長(小林一則君) 10番 奥川直人君

10番(奥川直人君) 頂くじゃないです。貴方は会長ですよ。会長としてどういう方針を出すのかというのが大事です。そういう時にベースになるのは生産調整を推進する為の組織ではないのですか。お伺いします。

議長(小林一則君) 町長 辻村修一君

町長(辻村修一君) 会長としての方針というよりもあくまでもこういう組織はそれぞれの団体の皆さん方の合議、そして意見に基づいてどうしていくのかということで町がこうしたから、会長としてこうだからそういうふうに進んでいくという考え方の農政あるいは町政ではいけないわけですから、勿論それまでのどういう施策が一番必要なのかということの皆さん方のご意見を聞いてそして論議をしていくということでもあります。基本は全体の町の状況が要するに経営基盤育成事業所謂ハードの事業もやっていかなければならない。あるいは担い手農地集積をしていかなければならない。こういうふうなことになるわけですから、当然生産調整達成率を上げていく為にどうしていくのかというふうなことをやはりこちらから訴えてお願いして、それであればどうしていくのが良いかという論議を深めていくということです。

議長(小林一則君) 10番 奥川直人君

10番(奥川直人君) 分かりました。それでは続いて継続させていただきます。先程町長おっしゃられましたように農水省からの目標未達成の都道府県、地域、農業者へのペナルティも現状話が出ております。先程申しました玉城町の産地づくり交付金今4千300万円の今後減額が予測されて参ります。それと補助事業、融資の不利な扱い等が実施された場合、玉城町の中で今まで一生懸命生産調整に協力してきた集落も、玉城町が未達だという事で不利な扱いを受ける。交付金が減額されるといったことがあるわけです。農家自身の問題だとか町長はいろいろおっしゃいますけれど、玉城町として将来を見越

した場合大変大きな問題だと3月議会から私は申し上げているわけです。住民満足度ナンバー1を目指す行政のトップ並びに水田農業推進協議会の会長さん、国策に協力が不十分だという現状に対して少しお考えを整理してご回答頂きたいと思います。

議長(小林一則君) 町長 辻村修一君

町長(辻村修一君) 現実の問題としてやはり推進協議会の中でも未達成の集落についてはプラスアルファをする厳しい配分になるという形の所謂ペナルティになるような措置があるわけであります。こうした事も当然国の中でもあるいは県の中でもこれからは進められてくるという情報でございますから、これに町としてどうしていくのか。農家として理解をもう少し高めてもらうというふうな事の取り組みというのは、これから具体的に必要になってくると思っております。そういう認識であります。

議長(小林一則君) 10番 奥川直人君

10番(奥川直人君) 国から県からいろいろペナルティが来る。ですから町としてもそういう事を危惧しながら、町の農家を守っている皆さんのお気持ちを大切にしていける施策なりリーダーシップが必要だと思っております。それでは農林を担当します田畑課長、この生産調整を進める上で担当課長としてどのようにお考えですか。

議長(小林一則君) 農林商工課長 田畑良和君

農林商工長(田畑良和君) 基本的には町長の申し上げている通りですけど生産調整は昭和44年から始まっていますもう30年を越えています。国の政策なりそれに繋がります県、いろいろ動いておりますがやはり消費量が減っているという事がありますから、それに合わせた生産が必要ということになりますと国から配分県から再配分、町から各集落へという事にさせてもらっていますけれどもそれは1つの課程でありましてこれは年々変わります状況というのは、農家の皆さん方にも充分知って頂きたいという事もありますし、私の方も情報としてお伝えしなければならないという中で区長会なり農事部長会を開いて伝えております。町は知らんのかというわけではないですが、やはり農業者の皆さんがその辺りを充分ご理解頂いてやって頂かなければならないのは確かです。産地づくり交付金というもので生産調整に対する対策がありますけれども、それらで不十分なものにつままして町単で補助しているという事もありますので、その町単補助の内容に付いて充分不十分という事もありますけれどもそれらが改善されるならば、それらの方も手を付けなければならないという事はありますけれども、やはり町の全体計画の中で予算が組まれますので、それは今後検討材料にはなると思いますが、そういうようなことでまずは農業者の方自らが認識して欲しい。町だけという

わけにいきませんから生産者団体の農協さんとか県、その辺と調整しながら産地づくり交付金の単価も毎年枠の中で決めておりますので、今後もそういうふうな方向で進めたい。

議長(小林一則君) 10番 奥川直人君

10番(奥川直人君) 町単の土地利用型農業活性化対策交付金も活用していく事も考えねばならないという事でしたが、財政の有効活用及び全体を見ておられます総務の中郷課長はたまたまこの交付金の有効的な活用及びお住まいは生産調整達成の山神地区、地域担当を最近やられていろんな意見を聞いておられると思いますのでご意見をお伺いします。

議長(小林一則君) 総務課長 中郷徹君

総務課長(中郷徹君) 地域担当の中でこの交付金事業について何か意見を地域から聞いているかというご質問でよろしいでしょうか。議員おっしゃるような内容でのやりとりといった事につきましては、出向いております区長さんからはお聞きしていない。

議長(小林一則君) 10番 奥川直人君

10番(奥川直人君) 総務課長の立場でこの1千100万円の今後有効的な活用もあるのではと田畑課長言われたが、それに対してご意見をお聞きしたいと思います。

議長(小林一則君) 総務課長 中郷徹君

総務課長(中郷徹君) 有効的と言いますのはやはり効果が出る活用といったことで研究、議論をお願いしていくべきではないかと思っております。

議長(小林一則君) 10番 奥川直人君

10番(奥川直人君) そういう事にご期待したいと思います。本年度予算にはもう一度そういう所も検討頂いて住民一人ひとりの満足度以前にそういった集落を含めた満足度を高めて頂くような取り組みを、お願いしたいとこのように思います。

議長(小林一則君) 一般質問の途中でございますけれども休憩と昼食の為午後1時まで休憩といたします。

(午前 11時50分 休憩)

(午後 1時00分 再開)

議長(小林一則君) 再開致します。休憩前に引き続き一般質問を続けます。

10番 奥川直人君

10番(奥川直人君) 休憩後の2番目の質問に入りたいと思います。本年支給されました敬老祝金の現状と、今後の在り方について質問したいと思い

ます。今まで75歳以上の税金を支払わなくて良い非課税の方全員に4千円の支給と課税非課税に関係なく全員に温泉券2枚支給しておりました。その昨年の敬老年金の執行額は453万円でありました。そして今年の敬老祝金の予算総額は昨年より36万円増え489万円となり増額となったわけでありませう。この状況は住民の方々は余りご存知ないと思っております。これは議会承認を経て今年から敬老祝金として課税非課税関係なく75歳80歳1万円85、90歳は2万円95歳3万円100歳5万円と決まり全員に温泉券2枚を実施したわけでありませう。当初委員会で提案説明がありまして財政が厳しいという事で行政案として予算総額139万円内訳は77歳喜寿1万円88歳の米寿3万円100歳5万円であり教育民生委員会にて検討し委員の皆さんからは、玉城町の良さとして今まで続けている敬老年金は継続すべきだとか財政が厳しいなら金額を下げ一律に2千円とか3千円としてでも支給すべきだ、支給年齢の間隔があまりに広すぎる為せめて5歳間隔にしてはどうかという意見が出たわけでありませう。そして最終行政案としましては75歳以上の5歳間隔となったわけでありませう。そこで今回実施されました内容について75歳以上の皆さんの反応は如何だったのでしょうか。実施した直後の議会であり、町長がおっしゃっておられる行政の仕組みは随分進んでいるので、所謂プラン・デュー・チェック・アクションです。そこで実施後のチェックである実施結果はどうであったかお聞きしたいと思います。

議長(小林一則君) 町長 辻村修一君

町長(辻村修一君) 敬老祝金の事についてのお尋ねでございます。これにつきましてはずっと過去からの経過がございまして議会の中でも一般質問もあり質疑もあり、そしてそれぞれの対象者の声あるいはこれをお世話頂く民生委員の皆さん方の声。そういうふうなものを今までもどうしていくのかという事を充分検討した上での結果で改正議決を頂いたという経過であります。あくまでもずっと今までこの玉城町が良い町として、発展を遂げてきて頂いたお年寄りのお力に対して敬意を表す、あるいは又お年寄りが玉城町で長生きして良かったと思っ頂けるような主旨で、お祝いするという考え方で今まで続けてきて頂いたわけでありませう。従って議会の中でも委員会等で何度かご論議頂いた上で、議決を頂いて改正してきたという事の経過でありますからその事は充分承知しておいて欲しいと思っております。今年9月に今までのやり方と方向を転換して5歳刻みの支給の方法に変えているようなご意見はありましたし、所管の所に声が届いているというふうに思っておりますけれども、私が直接お聞きしたのは民生委員さんがこの事の窓口となってお手伝いして頂いてお配りして頂いた中では、かなり理解をして頂いて受け取って頂いたとこんなふうにお聞きいたしております。そんな状況でございます。制

度はどんな制度でも今までのやり方と変わればそれはいろんなご意見がある。100%対象者の方、全てにご理解を頂いているんな施策を講じさせて頂かなければなりませんけれども、なかなかそれを徹底させて頂くというのは非常に難しい。それは一時的にはいろんな声は当然出て来ると思いますがけれども一つひとつご理解頂く為に今後も努めて参りたいと思っております。以上です。

議長(小林一則君) 10番 奥川直人君

10番(奥川直人君) 是非いろんなお声を又一度お聞かせ頂きたいと思っております。我々も含めて行政に提案頂いて議会として執行して認めたわけですから、それにいろんな改善策なり今後いろんな形で取り組みがなされていくわけですがけれども、その中にそういう事を改善していけばもっと理解してもらいやすいという施策も、そういった課題の中からも生まれて来るのではないかというふうに思っています。私も老人会の方々から聞きますと「行政が厳しいならいくらでも協力する」というお話も現実聞いていますし「どうなのだ。おかしい」という声もお聞きしました。先程私が言わせて頂いたように総額も上がっています。この事に対してなかなか認識が薄い方も見えて「えらい減らした」といふような事もありますのでそういった説明なりもう一つ私が思います課題としましては9月にお配りするのであればもう少し早く提案を検討しながらそして広報にもきちっと載せる。回覧板で載せるよりも予算の事も含めてご理解頂くという事が本当に大事かということを感じました。町長おっしゃっておりますようにそういった形で進めてきたわけですが、私も議会の一員としまして財政が厳しいという事で当初計画で139万円であったわけでありまして。議会及び議員として承認致したわけでありまして、反省すべき所もあると今申し訳ないのですが思っております。それは当初139万円の結果実績といたしましては462万円となった。財政が厳しいと言いつつこの結果になった事に対して、計画段階での町長のお考えと結果に対してお聞きしたい。何故財政が厳しくて139万円という提案をしておきながら結果489万の予算で執行額が462万円となったわけですのでその辺の計画段階でのお考えをお聞きしたいと思います。

議長(小林一則君) 町長 辻村修一君

町長(辻村修一君) 当初の139万円の金額につきましては従来通りの単価で委員会で提案申し上げましたような所謂喜寿、米寿、白寿とか該当の方に対してというふうな考え方でどうかという、あくまでも概算の予算として計上させて頂いたのが130万某ということでありましてそしてそれに対してそれならばどういう方法で交付するのか良いとか、いろんな考え方の論議を頂いた上で、こういう結果になってご承認を頂いたということですので、その点は今までの論議の状況等あるわけでありまして充分ご理解頂き

たいと思いますし直接民生委員の皆さん方がお一人お一人にこういうような事を、徹底してお声をかけて頂いてというふうな事のどこまで現実はどうなっていたかまでは検証しておりませんが、そうした熱心にお世話頂いたという事は伺っているわけでありまして、議員の皆さん方の立場におかれましても、こうした論議の末にこういう改正がなったのだという事をやはり該当の皆さん方にも是非ご説明頂きたい。こんなふうに思います。

議長(小林一則君) 10番 奥川直人君

10番(奥川直人君) 私達は論議をする前に財政が厳しいということで考えていて、ある程度もう少し財政が厳しいという事を強く申されるのかと思っておりましたが、結果こうなったということで私も今回は理解したいと思います。勿論この金額設定の将来に向けたシミュレーションは当然やられていると思います。今から5年先10年先なりという事を見越してこういう金額にしたというシミュレーションをされたかどうかという事をお聞きしたいと思います。

議長(小林一則君) 生活福祉課長 林裕紀君

生活福祉課長(林裕紀君) 今回の改正は議員さんおっしゃる通り始めは喜寿、米寿、白寿ということで139万円をご提案させて頂きましたけれどもその後いろんなお話が各方面からございまして結局は462万の支出になったのですが、元々この考え方としましてはまず一番住民の方々から不満が多かった声が所得制限でした。一律4千円を配らせて頂いておりました時も所得制限があって高齢になられて所得のある方はもらえない。所得の少ない方がもらえるということがあってまず所得制限を撤回したいという事が第一にありました。そこで先程の財政難という事になりますのでお祝いということにしまして節目に祝金を払おうという事で77、88、100にしたわけですが当初予算編成後各方面からいろんな話がありまして、昨年度の敬老年金の扶助費にだいたい横ばいになった金額で、積算をしてみようという事でそこから始められた事が先決でございます。従いまして若干差異はございますけれども453万が462万になったわけですがそこら辺から始めた。シミュレーションにつきましてはそういうシミュレーションをかけたものですからその後のシミュレーションにつきましては当然高齢化が進んでいるわけですから徐々に5年後には当然この金額は増えるだろうと考えております。以上です。

議長(小林一則君) 10番 奥川直人君

10番(奥川直人君) どれ位増えるかというのが非常に大事な所ですよ。やはり財政という形では折角そういう金額を決めて5年10年続けていくかそれは分かりませんが、その辺の詳細なシミュレーションはされていないのですね。分かりました。因みに今年の支給金額は462万円であったという

ことで過去3年間私調べさせて頂きました。75歳以上で過去3年間17年18年19年度に亡くなられた方の人数を年齢別に調べさせてもらってシミュレーションをしました。それはあまり難しくないのです。そうしましたら5年先に570万円になります。10年先に720万円15年先には1千万円という事になりますので、そんな難しくないのだからこれ位の事は折角こういう形で実施されるのでしたらそういう事もしっかり見て頂いて、では又変えるという安易な変更というのは、非常に対象者からの信頼を失う事になりますのでせめてそれ位3年間の実績を見てこうだという形でして頂きたいと思いません。そうでないといくら予算が決まっても先々我々は心配です。教育民生委員会の意見でもあったように地方分権、そして自主自立の玉城町らしさを考える上において、財政が許すのであればこういった制度は玉城町独自の良さという形で、これからも継続して行って頂きたいとこのように思います。

それでは最後の質問に参ります。町長がおっしゃっておられます住民満足度ナンバー1の町づくりや町長の公約の『活力ある住みよい町づくり、住んで良かったと心から実感出来る町に』は町長ならず行政職員の皆さんそして私達議員が率先垂範し、協働して作り上げていく事を住民の皆さんは期待しているところだと思います。このような目標をいかに実現していくかという事で質問を通じ意見交換をさせて頂きたいと思いません。私はこれらを実現しもっと玉城を良くしていく為に一番のポイントは行政の力強い主導性、総合力を発揮した指導力そして行政のやる気の結集だと私はこのように思います。それについて日常において玉城町長及び行政のトップとして活動されているのだというふうに思っております。そしてその根幹を成すのが皆さんおっしゃっておられます総合計画や行政改革プランの必達であります。6月議会で私も総合計画の必達に向けて重要である推進のポイントというのがありますが、こういう計画の推進のポイントの説明をさせて頂きました。まず町長は5ヶ年計画の最終22年度必達に向けて何が重要なポイントであり残り2年間どのように改革を進めていこうとされているのかポイントをお答え頂きたいと思いません。

議長(小林一則君) 町長 辻村修一君

町長(辻村修一君) その前に先程の敬老祝金のご審議は教育民生委員会として十分な検討を重ねて頂いた結果でありますし、やはりいろんな面で政策については見直しというものはあるわけでありますけれども、議員として参画頂いてきたその責任というふうな事については、充分認識しておいて欲しいと思いません。

それから人事の評価の問題でございます。これからの将来計画の事についてでありますけれども、まずポイントと致しましては、大変な勢いで町を取

り巻く状況が変化してきている。そしてそれが10年前に計画いたしました10年後の町の状況よりも早いスピードで変化してきている。急激に変化してきている状況がございます。従って計画した段階と執行する段階では随分大きなズレがあるという事であります。特に一番の大本の将来人口推計についてもそうであります。そんな中でやはりポイントといたしましてはその時その時の時代、そして来年再来年の1年2年でなくて中長期的に玉城町が持続していく為にどうあるべきなのかというふうな事をポイントにおいて1つひとつの施策を執行していく事が一番重要だというふうに思っております。そんな中でやはり末端の地方自治体や国あるいは県の政策に影響される事が非常に多い。今の1つの地方分権改革第2期の流れもそうでありますしそれにどう対応していくか。刻々と取り巻く状況が変化して参りますから職員や私達、あるいは議員の皆さんにもお願いして今から、今どんな状況で今後どうあるべきなのかというふうな事を常に考えていく。常に日々そういうふうな事を考えながら仕事をしていく事が大事ではないかこんなふうに思います。取り巻く状況の変化を充分認識し緊張感を持って毎日の仕事に当たっていく事が一番大事ではないかと思っている次第でございます。

議長(小林一則君)10番 奥川直人君

10番(奥川直人君) 先程敬老祝金で町長から議員として認識がどうのこのという話がありました。反省をしないと私は駄目だと思う。議会で決めた事は守っていかなければならないのは事実なのですが、結果には我々にも議員として責任がありますし行政としてもお互いに反省していく事が大事。議員として決めたのなら認識を持てと、町長おっしゃっておられますけれども、それはある意味では正しいのですがある意味間違っている。ですから我々も議員としても反省しないといけない所は素直に反省し正していく。これは議員としての使命だとこのように思います。

それから先程のポイントがその時々で大事だと。その時々なら計画なんかいらぬのではないですか。私が思いますのは将来の玉城町を考えた場合に基本計画や財政改革プランも大事です。しかし行政運営をしていく為には資源というのがありますよね。それは人であり物でありお金でありそして最近の情報ではそれに情報もプラスされるというふうに書かれておりますがこの中の行政の資源である人以外の物、金、情報をコントロールしていくのは最も重要な資源である私は人だとこのように思います。要は人材が大事。この人、即ち職員を育成する事によりさらに大きな成果を期待するのであります。町づくり戦略会議の提言書の纏めにも提言5で鈴木議員は保育所からやっていかなければならないというふうに言われておりましたが、住民のレベルを上げていき、人づくりをしていくという事だと思いますけれども人づくりに

については、住民に対する人づくりの意味で戦略会議は提言されておりますが、私は住民を引っ張っていくリーダーこそ役場職員だと私達住民はその姿を期待しているわけであります。その事について町長のお考えは如何でしょうか。

議長(小林一則君) 町長 辻村修一君

町長(辻村修一君) 人材育成、人づくり、この地域を支えるのはやはり人だと。玉城町が今日の発展があるのは、玉城町民の所謂ずっと伝統的な勤労があつて今日の玉城町の発展があるのだと思っております。やはり奥川議員の考え方や、そして町づくり戦略会議でご提言の頂いておりますとおり、人材育成というものが重要であるというふうに思っておりますし、その中にありまして町の職員が常に今の置かれている立場、誰の為に何の為に仕事をしているのかというふうな事。そして計画行政というのは重要でございます。しかし申し上げておりますように計画した事がなかなかいろんな世の中の変化で大きく変わっていくという事がございまして、そしてそれに基づいて見通しが見つからない。例えば平成の大合併であつて三位一体改革があつてそのとおりかと思つていたらなかなかそのとおり国の施策が講じられなくて、全国の市町村の今 1800 からあります自治体が大変困窮している現状があるわけです。そのとおりいくかと思つていたら、期待外れであつたという事もあるわけです。人口の流れもそうです。あるいは隣の町を眺めて頂いても現実には学校を統廃合しなければならぬ現実が生まれているわけです。なかなか計画どおりにいかないという事もありますけれども、やはり充分そういう所を見極めていく事が大事だと思っております。職員は当然今の時代がどういう形でそれぞれの、所謂分権の中で末端の地方自治体は、住民の皆さん方と直接関わる立場の仕事をさせて頂いておりますから国の法律、制度はそれぞれが充分認識して、そして住民の皆さん方に分かりやすく理解して頂く努力をしていかなければならないわけでございます。そういった事で職員の中には自分で参加費負担をしてまで勉強したり、あるいは度会郡あるいは伊勢志摩管内あるいは県管内でのワーキンググループに参加したりといった形での研修に努めて、重要な事でございますので今後もこの事につきましては当然の事でありまして、努力をしていかなければならないと考えている次第であります。

議長(小林一則君) 10番 奥川直人君

10番(奥川直人君) 非常に分かりにくい答弁であります。それぞれで考えてそれぞれでやれと。私は町長にお聞きしたのはトップとしてどう育てていくのかとお聞きしたのですが時間が迫っていますので続けます。町長も今まで答弁の中で本当にそれによく似たお話をされてよくされています。「役場の役割は住民の方が主体。住民の方が益々参加頂く。そして盛り上げ

て頂く。役場はその一番のお手伝いを一生懸命やる」とよくおっしゃっています。町民は決してそのような事を望んでいるとは私は思いません。勿論住民主体で住民に目を向け住民自体の資質やレベルアップも求めていかなければなりません。役場はもっと大きなものを目指してリーダー役であって頂きたい。又企画責任者であって頂きたい。ですから「役場はその一番のお手伝いを一生懸命やる。これが努め」このように申されますのは住民の期待外れであると思います。ここで1点質問したかったのですが時間がないので続けます。そうしましたらこの総合計画の体系にあります分権社会、即ち玉城町の独創性を生かした職員の意識改革と、業務遂行能力の向上への取り組みが大事だと前回も私は提案させて頂きました。又行財政改革プランの行政組織の見直しの中にこのように申されています。「職員の意識改革という項目です。これまでに行ってきた職員の意識改革の議論から一步踏み出して改革実践へと改善する為の改善提案の活用を図っていきます」このように書かれております。それと又「職員は重要な行政資源であり組織全体でその能力向上に努めなければなりません。そこで組織の育成方針を示した職員人材育成基本方針を策定します」このような形で要はこれ皆やりますと書かれているわけで、それが今からお聞きしたいのですが、その改善提案と言いますかそういうものは実施されようとしているのか。又職員の人材育成基本方針を策定し実践されているのかお聞きいたします。

議長(小林一則君) 町長 辻村修一君

町長(辻村修一君) 先程も申し上げておりますけれども、常に職員としての能力を高めていく努力は常にいるわけですしその積み重ねであります。これで現状良いとは思っておりませんけれども、かなり周りの町や県外や町民の皆さん方からも高い評価を頂いていると思っております。いろんな全国に先駆けての取り組みもあるわけでありまして、中にはこの間もいろんな取り組みを評価頂いて是非、玉城に住みたいという話も聞かせて頂いている状況もあるわけでございまして大変うれしく思っている次第でございます。人材育成計画も定めておりまして、その中身を1つ1つ取り組みつつある所もあるわけでありまして、地道に全てを完璧にという事は時間もかかりますけれども、今後も取り組みを進めて参りたいとこんなふうに思っています。

議長(小林一則君) 10番 奥川直人君

10番(奥川直人君) 私は町長の生の声をお聞きしたいと思っていました。人から聞いた話、玉城町をご訪問なった方のお話そういうことを聞いているのではないのです。辻村町長が玉城町を良くする為にあなた自身がどう考えているか私はそれをお聞きしたのです。重要なのは人材なのではないですかというふうな事をお聞きしたのです。提案制度は実施されるのですか。

議長(小林一則君) 町長 辻村修一君

町長(辻村修一君) 人材育成に力を入れたいというのは当然の事でありまして現在も取り組みをしております。そして提案の事は以前からも各職員から提案を受けて取り組める所から取り組んでいる。今後も続けていきたいと考えております。以上です。

議長(小林一則君) 10番 奥川直人君

10番(奥川直人君) 提案を受けているというのはどういう形で受けているのですか。お聞きします。

議長(小林一則君) 町長 辻村修一君

町長(辻村修一君) 提案は直接それぞれの管理職あるいは私の方へもあるものもありますし、あるいは過去には書面で職員から改善提案を受けて纏めて執行してきたという状況でございます。

議長(小林一則君) 10番 奥川直人君

10番(奥川直人君) そういう事は役場の制度として設けて頂きたい。一般企業で言いますとOJTとか職場の懇談会の中でいろんな課題を出し合っただけで職場のそういった課題点を解決していくという事は、日常の中で行われるべきであって、人材を育成するのは例えば人事が担当されるのかどうか分かりませんがそういった事は制度的に実施していく。それで一人ひとりの目に見えない職員の方々の意見を吸い上げ実施していく事によって、職員の方々の課題点を見つける目、意識がそういった事を積み重ねる事によって変わってきて総合的なレベルアップが図れると私は思っています。意見を聞いているだけでなく制度として設けていく事が人材育成の制度だと私は思う。時間が無くなってきましたのでこれで終わりたいと思いますが、最後に財政改革を必達する為に三重県始め先を争って各自治体各一般企業においても品を変え目先を変えいろんな人材育成の活動に取り組み実践されております。私も何度も申しております。職員が元気で生き甲斐、働き甲斐、そしてやる気を創出させれば玉城町長がおっしゃっておられます住民満足度ナンバー1を達成させる為の近道だとこのように思っています。企業等では昔から『企業は人なり』『個を生かす』等そういったスローガンを掲げて人を生かし育てる事で今日の日本の企業があるわけでありまして。もう一度原点を見直し玉城町役場の総合力で目標必達に向けて頑張ってもらいたいと思います。この財政改革及び人材育成に対しましては、次回も引き続き質問させて頂きたく事を申し述べ私の一般質問を終わります。有り難うございました。

議長(小林一則君) 以上で10番 奥川直人君の質問は終わりました。

次に8番 中瀬信之君の質問を許します。8番 中瀬信之君

8番(中瀬信之君) 只今議長のお許しを頂きましたので通告書に従いまして一般質問をさせて頂きます。今回は2点の質問をさせて頂きます。まず1点目は教育長も替わられたという事もありまして教育方針について伺いたい。それから2点目でございますが町財政について伺いたいと思いますのでよろしくお願い致します。

それでは、まず1点目の教育方針について伺います。山口新教育長はこの10月まで玉城中学校で校長をされておりましたまさに教育の現場である学校で日々学校教育を実践されていた大ベテランであります。学校のトップから町全体の教育を見渡す立場である教育長に就任されて、これから玉城町の教育発展の為に全力で力を発揮される事と思います。今回の質問は2つの事についてお伺いを致します。1つ目でありまして教育長新任の挨拶で言われておりますが「教育基本法の改正を受け今学校ではゆとり教育を見直し学力に重点を置いた新学習指導要領は第5の教育改革とも言われ学校教育において児童生徒が学習出来る環境の整備が重要になってくる。又玉城町は歴史文化のある町であり、生涯学習の進めや地域の伝統文化の伝承等教育委員会が担っていくべき課題は多く責任の重さを感じている」というふうに言われています。文部科学省からの通達にありますように新学習指導要領の理念が各学校において実現する為には、各学校の教職員が新学習指導要領の理念や内容について理解を深める必要があります。文部科学省は平成20年度に集中的に周知、徹底を図る事としていますが現在の当町における進捗状況を伺うと共に学校教育において、児童生徒が学習出来る環境整備の考え方及び伝統文化の伝承の考え方について伺いたいと思います。

議長(小林一則君)8番 中瀬信之君の答弁に質問に対し答弁を許します。

教育長 山口典郎君

教育長(山口典郎君) 先程の中瀬議員からのご指摘のように学校現場の校長から教育長に就任し、その意義を教育行政に生かすべきではないかというふうに痛感しております。学校現場の教職員は元より子供たちそれから保護者の声を生かした教育行政を邁進していくつもりであります。今後共ご指導ご鞭撻の方よろしくお願い致します。まず先程ありました新学習指導要領の件ですが中瀬議員ご指摘のように第5の教育改革と呼ばれます。所謂ゆとり教育から学力向上の方向に転換された。学校現場におきましては今年度の夏休みを中心に教職員の3分の1の先生方が新学習指導要領の内容に付いて勉強して参りました。これは文科省から県教委が伝達講習を受けてそして指導主事等が県教委の研修会を設定しまして今後3年間の内に新学習指導要領を全員が熟知していくというような内容のもので、来年から前倒しにはなりませんけれどもそういった点での学んで来たものを9月等にも先生方で職員会議、研

修会等で交流をさせて頂きながら新学習指導要領に取り組む態勢を作っております。内容的には各教科、繰り返し学習する事で定着させるという事が大事になってきます。そういうふうな点から授業時間数も1割増やしております。それからもう1つポイントとしましては学力の基礎的な知識技能を身に付けるという事が大事になって参ります。所謂学力向上のポイントの一番の原点だと思っておりますけれども、前の所謂ゆとり教育が基礎基本を軽んじたのではないかという議論がありまして、そういった点で今回の新学習指導要領は基本的な知識技能を繰り返し勉強させる事によって身に付けるという事を、主眼としております。もう1つ今回私共も新学習指導要領の勉強はさせて頂きました。文科省等にも行って私共いろいろ聞かせて頂いたのですが、その時の中味としまして生きる力としての前の方向性は変わらない。只思考力、判断力、表現力を養う事を主眼としていくという事の中で授業時間の中で子供たちにグラフを見せて物事を考えさせるという所に重きをおいたのが、今回の新学習指導要領です。そういった点も各学校の先生方は今回の伝達講習の夏休みの研修とそれから完了報告で学校での話し合いもしてきておりますので、そういった点の新学習指導要領の先生方の新しい対応の方法は、それぞれの学校で考えていって頂けるというふうに思っています。それから新学習指導要領が実施される学校におきましては、先程中瀬議員ご指摘のように学べる態勢を作っていく、児童生徒が安心して学習する事が出来る環境作りが大切であると思っております。又人間豊かで指導力のある先生、魅力のある先生がきめ細かな学習をする事が大切ではないかというふうにも思っています。そういった点で学習環境作りとしましては、玉城町は各学校に空調の設備を順次設置してきております。既存の玉城中学校は昨年度夏休みに空調工事が終わりましたのでその時に丁度11月頃子供たちにアンケートを取りました。学校の設備の満足度に付いて「良い」「まあまあ良い」というのが75%でした。実は空調の付けられていない一昨年度と比較すると9%アップしておりました。それから保護者の方々にも同じアンケートを取らせて頂きました。この同じアンケートでは85%になっておりまして、これも一昨年度より同じく9%アップしております。この頃非常に暑くなってきておりますので子供たちの快適な学習環境を保障するという事が1つの学習効果を高めるものではないかというふうに思っています。それから各学校には先の野口議員さんからの質問でも述べさせて頂きましたけれども、じっくり学習する為の少人数教育の推進をさせて頂いています。これは実はあまりこの近辺の他町では無いのですが町単独の非常勤講師を配置しております。これは私も学校現場に居た時に非常に有り難いものでした。少人数教育を数学や英語の方でする事が出来る。例えば1年生で数学が小学校から変わってきて非常に難しく

なる。その所へ所謂少人数指導を数学の時間だけクラスを分けてする。それから英語も町単独の非常勤講師の方々を頂きましてさせて頂いている。英語は入っていった当時の英語は割と簡単です。ところが2年生になってくると学力に差が出てくる。そこで英語の場合は2年生で少人数指導をやっていくというふうな形で町独自の非常勤講師を活用させて頂いて、そういうふうな少人数指導をさせて頂いております。さらに教職員の資質向上の為にも度会郡の指導室も設置させて頂いて学校現場の教職員の研修に一役買ってもらっています。各学校での研修も実は校長先生方に、自分ところの良い先生方の授業を、町内の先生方で交流出来ないかと先日お願いして、来年度からやって頂けるといいうふうにもさせて頂くように今回の職員会等で提案して頂くというふうな話をして頂きます。そういった点で各学校もそれぞれの先生方の研修を交流しながら町内は1つという形で小中の先生方の連係、小学校の連係をしてそれぞれの先生方の指導力の向上を図って頂くと思っています。その様な中で全国学力学習調査の結果を見ましても、各学校共学力向上の成果が着々と上がってきております。先程もう1つ歴史文化について議員からお話がありました。私共玉城町に生まれて玉城町に育っている人間です。町長さんも城が玉城町のシンボルであるという事から玉城町の城を中心とした伝統文化をしっかりと守っていこうというふうな話も聞かせて頂いておりますので、その伝統を受け継ぎながら前の見並教育長は歴史、文化の方に非常に詳しく私共もいろいろとそれを勉強させて頂きながら継承していきたいというふうに思っています。今後教育委員会としましても先程の施策、所謂人的配置や研修を中心にして児童生徒が学ぶ意欲が高まって、そして教職員もやりがいの持てる学校教育を目指して頑張っていきたいというふうに思っています。その点でご理解を頂きたいというふうに思います。

議長(小林一則君) 8番 中瀬信之君

8番(中瀬信之君) 今教育長からお話頂きましたように、教育基本法の内容を職員が充分理解するという面からいきますと、数多くの研修等をして頂かなければならないと思っています。それから我が町は歴史の深い町であって地元の伝統文化や祭事、祭り等あると思いますがそういう事につきましては地元の子供や大人と一緒に活動出来る場をどんどん進めて頂きたい。その子供たちが地元で根付いた今後、将来生活出来る様な基礎づくりをして頂きたいというふうに思いますのでその新学習指導要領導入に万全を期して頂きたいと思っています。

それから2つ質問がありまして2つ目ですがこれは見並前教育長にも幾度と質問させて頂きましたが、あらためて食育と地産地消という問題がありますのでその事について質問させて頂きたいと思っています。先般配られました『広

報たまき』先程から話に出ておりますが岡野会長を含む7名の皆さん方が纏められた町づくり戦略会議の提言書の中で、人づくりという大きな括りの中で食農教育という事について書かれておりました。その中味を見てみますと「食と農業を語る時我が町の歴史、環境、将来を考えると町民の食と農業への思いは非常に強いものがあります。提言書の中で食農教育は豊かな人間性を育み生きる力を身に付けていく為の大きな要素である。幼児期から土に親しみ作物を育てる事に関わり合いを持つ事で命の大切さを実感する事ができ、心身の成長及び人格の形成に大きな影響を与える。子供たちの子供たちへの食農教育の推進は、生涯に亘って健全な心と身体を培い豊かな人間性を育む基礎となる。又食農教育を活用する事で後継者不足等一次産業離れが進む中懸念される農地荒廃の抑制にも繋がる」と述べられているように非常に重要な課題であります。又「目指す方向として地域や農家、行政等食農教育に携わる者が一緒になって学び分かち合う事が必要である。食農教育を単なる体験の場としてではなく食農教育に関するビジネスとして成り立たせる仕組みを考える」とありますがこの事は私以前の一般質問で申し上げましたように食育問題は教育委員会だけの問題ではなく他部署、以前言いましたが農林商工課等共に多方面いろんな団体と連係を重視し進める必要があると考えております。新教育長の考えの方お伺いしたいと思います。

議長(小林一則君) 教育長 山口典郎君

教育長(山口典郎君) 先程の食と地産地消の取り組みに付いてですが中瀬議員の発言は学校現場に居る頃からうちに栄養教諭がおりましたので、そういった点でいろいろな問い合わせ等がありまして、私もつぶさに聞かせて頂いております。その点で特にこの6月議会のご質問時に私共教育委員会としましてはひとつ5の付く日をご飯の日にしたという事があります。米飯給食を拡大するという形の中で、玉城の美味しいお米を子供たちに食べさせてあげたいという事でそういう形にさせて頂きました。実は玉城町は非常に残食の少ない学校という事で県下でも度会郡の中でも評価されている。おいしい給食が出されるとよく聞かせて頂いている。そういった点では残食が少ない。只残食の形の調べ方もいろいろあります。各学年の発達段階とか量によっても違ってきますので問題もあるかと思っておりますけれども一般的にはそういうふうな形でよく言われます。それからもう1つ契機に変わった事はJAとかアグリが流通コーディネーターとしての役割を果たして頂くようになったという事です。JAやアグリから学校へその季節の食材を納品出来るものをピックアップして報告して頂きます。そして学校では栄養教諭と栄養士の方がその資料を基にメニューを今月はこういうふうなものが多いという事であればそれを給食のメニューに取り入れていくというふうな方向を今回から出さ

せて頂きます。今月はキャベツとか大根とかネギを盛り込んだメニューにしてきております。それから旬の苺がもうそろそろ出回っているという事で来月位になると大量に供給出来るというふうな話を聞いておりますので、栄養教諭と確認したところ今月苺のメニューをさらに盛り込んだりしていきたいと言っている。そういう点でもかなり玉城町は地産地消に取り組むようになってきたのではないかとこのように思います。県は地産地消の平成22年度での目標を30%にしている。ところが玉城町は前回中瀬議員の質問のあった時にお答えさせてもらったように42%ですからかなり積極的に地産地消に取り組むようになってきたのかと思います。それから食育の件ですけれども栄養教諭を中心に取組が進められてきておまして、今玉城町に配置されている栄養教諭は中学校に席をおきながら4つの小学校へも兼務発令として出向いて食に関する指導の推進に中核的な役割を果たしてきております。中学校は元より小学校に出向いて食の指導、食の授業それから給食の指導それから保護者の方々についての食の啓発等をやってもらいながら、活発な役割を果たして頂いております。今年度県下3市町村に委託されました県の事業なのですが学校と地域で育む豊かな食体験推進事業というのがありまして実は「玉城町さん受けないか」ということで話が来ました。それで県下3市町村ですので私共入るかなという事で、始めの内うちにおります栄養教諭等とも相談させて頂いて50万円程の県の補助が頂けるということで1度やってみようという事で真っ先に手を挙げさせて頂きました。それで指定がされてきて実は現在町内5校で積極的に取り組んでおります。地域の農家の方に協力を得ながら米作りをしたり野菜栽培を学校でやったりして、又収穫された物を調理実習で子供たちと地域の方々と一緒に食べて頂いている状況です。中には玉城町産の物だけでお弁当作りをしようと、保護者の方々を集めた所謂調理実習をされたり、玉城産の物の調理実習は各学校共それぞれ行っております。児童生徒だけでなく保護者の方々、地域の方々も巻き込んで特色ある取組の授業をやっているのではないかと思います。栄養教諭はその他に土日や長期休業中に保護者や地域の方々に地産の物で調理実習を半日朝からかかって皆さんと一緒に食事したりしております。そういったものも全て玉城町産の物を原料にしながら栄養教諭がメニューを決めてやってきております。そういった点で玉城産の食材を利用した食育等も段々広がり、展開されてきているのかと思います。地産地消や食育の取組に付いて私はこう思うのです。例えばいつも玉城産の給食の素材が出た時は校内放送がされます。今日は「どこのこのうちの苺ですよ。葡萄ですよ。梨ですよ。柿ですよ。キャベツですよ」という形で。それから掲示物もされます。そういった点で子供たちにも地域の方々のご苦勞を知ってもらっているわけですがけれども、そんな時に

「今日出た葡萄は勝田の葡萄だった。アグリにも売っている。だからアグリにお母さん一緒に買いに行つて」とかそれから「給食の天ぷらで出たマコモなんかもすごくおいしかったから家でも作つて」というふうに子供たちから保護者や地域に広がっていくという事が地産地消、食育の取組ではないか。その点で橋渡しをさせて頂くのが栄養教諭であるし学校現場ではないかと思っている。そういった点で今後共地産地消や、食育の取組に力を入れて頑張つて行きたいと思つますのでご理解をお願いしたい。以上です。

議長(小林一則君) 8番 中瀬信之君

8番(中瀬信之君) 今話を聞かせて頂いて食育と地産地消については今までの考えを引き継いで行つていく。それプラス今の教育長の話ですと積極的にこの事を進めて行きたいと。それが地産地消の拡大という事であつて農家のビジネスチャンスとかいろんな事になれば良いと考えているという事でよろしいでしょうか。今この食育の取組みで学校給食に早急に取組んでいくという事になりますと多方面の方と話をして例えば学校、JA、アグリ、生産者、商工会とか、そういう事で連絡を取つて体系を急いで作らなければいけないと思つますがそうなつてくると、町長にお伺いしないといけませんが来年度にそういう事をするとなつると予算の考え方であるとか、そういう事も急がなければいけないのではないかとと思つますが、その辺についてお考えがありましたらお願いします。

議長(小林一則君) 町長 辻村修一君

町長(辻村修一君) まさに今の中瀬議員のご質問やそれに対する教育長の答弁もございましたが、今地産地消そして玉城の農業振興に繋がるような事に取り組んでいく必要があつたと思つます。予算がどれ位いるのかという事もですが、それよりもやはりそれぞれ関わつておられる方の所謂いろんな意見交換の機会等をまずは進めていく必要があつた。そんな中で厳しい中でも予算が必要であれば、その事も考えていかなければならないのではないかとと思つております。今の段階でまだ新しい年度の事でありまふので予算の事までは申し上げられませんがもとにかくそうした関係する方々が一生懸命になつて町の農産物を町の皆さん方に安心して食べて頂く。そしてそれが町の農業振興に繋がっていくという、取組みを進めていかなければならないと考へております。

議長(小林一則君) 8番 中瀬信之君

8番(中瀬信之君) 分かりました。教育長の方も教育委員会だけでなく多方面と協力してそういう仕組み作り、マニュアルとか表をいち早く出来るように努力して頂きたいと思つます。これが出来ればいろんな仕入れであつたり生産の調整であつたり、そういう事に次発展するのではないかとと思つており

ます。今は週3回の米飯と5の付く日の米飯という事ですがパンについても今は輸入の麦を使ったりとかそういう事をしていると思いますが、全面国産を使うとかいろんな事が出来ると思いますので、そういう方面で検討して頂きたいと思います。食育に関しては終わらせて頂きます。

続きまして2点目の町財政についてお伺い致します。この事については前段の議員も21年度の予算についてお伺いしたという事もありますが、まず始めに平成20年度の予算見通しについてお伺いしたいというふうに思っております。これは先日の町長の挨拶にもありますように非常に危機的な状況であって危機意識を持たなければならないと言われております。これはアメリカ発の100年に1度と言われるような金融経済危機に遭遇しているという中で我が国の大きな企業においては20年度決算についても下方修正している現状にあります。当町においても日本を代表する企業が数多く進出して当町に今まで大きな貢献をして頂いている状況があります。今の状況を見ますと国県各市町においても今年度予算の見通しを発表していますが、どの自治体においても非常に厳しい状況でありいろんな新聞とかテレビでそういう事が言われております。当町において今年度見通しをどういうふうに予定を立てられているのかお伺いしたいと思います。

議長(小林一則君) 町長 辻村修一君

町長(辻村修一君) 大変厳しい情勢になって参りました。ご質問の通りでございます。只20年度の税の収入見込みと申しますのはほぼ現計予算で計上させて頂いている見込みで行けるのではないかと、こんなふうに思っているわけでございます。3つの大きな企業の予定納税がほぼ予算範囲の中にあると今思っております。法人税は従って20年度が現計で3億7千万の見込みを立てております。そんな事ございまして20年度の予算の中ではほぼ現計通りで行くのではないかとこんなふうに考えております。

議長(小林一則君) 8番 中瀬信之君

8番(中瀬信之君) 今のお話ですと20年度は税込の方確保出来る。それによって今年度計画している事業については現状のままするという事によろしいですか。それでは先程も質問の中にありましたが21年度の予算について。これは町長の任期の最終年度という事もあります。その中で政策方針を実施する上において重要な年でもあると考えておりますが、先程来歳入減が予想されると言われておりますが、その中において歳入歳出に関する考えというものがありましたらお願いしたいと思います。

議長(小林一則君) 町長 辻村修一君

町長(辻村修一君) 21年度はいよいよ予算編成の中で厳しいと思っております。今申し上げておりますような現計で法人町民税3億7千万という数字

が約50%程度減収になるのではないかと今こんなふうな感触をしているところでございます。まだ最近の近隣町のいろんな状況あるいは日本代表する大手企業の下方修正等もあるわけでありまして、どんな状況になるか全く見通しがつかないわけでありまして、そんな中で21年度掲げます事業をどう執行していくのかというふうな事があるわけですね。継続しての大きな投資的事業、インフラ整備特に田丸小学校の空調に続きまして21年度は外城田小学校の空調工事というふうな計画もあるわけでありまして、先般工事請負契約の締結を頂きました周辺の皆さん方の安全確保の歩道、野篠第1号線辺りの工事あるいは中楽朝久田の継続事業というものもあるわけでありまして、さらには下水道の各集落間の管路工事、あるいはそれに伴いますところの水道事業の復旧等も関連するわけでありまして、さらに小社・三郷も既に着手いたしておりますからこれらの工事も計画通り進めさせて頂かななくてはならない。こんなふうに思っているわけでありましてけれども、やはり問題は財源が確保出来るかどうかという事でございます。ソフトあるいはハードの部分それぞれの事業を見直していく事から、予算編成をしていかなければならないと思っているわけでございます。そんな中で選択と集中と申しますか何を優先して事業を進めていくかという事を、充分見極めていきたいと考えているところでございます。以上でございます。

議長(小林一則君) 8番 中瀬信之君

8番(中瀬信之君) 21年度予算に付いては50%程度減収が見込まれる。そんな中で大きく今言われたように学校の空調整備とか、いろんな事がありますがこの事については是非とも実施して頂くという事が必要ではないか。財源確保の見通し等について何か考えているものがありましたら、お聞かせ願いたいと思います。

議長(小林一則君) 町長 辻村修一君

町長(辻村修一君) これは地方の1玉城町だけの問題ではございませんで、やはり国として地方が大変疲弊している現状がありますから、所謂都市と地方の格差がどんどん開いていくという現状にあるわけでありましてこれは国としてのセーフティーネット所謂財政措置地方交付税制度というものがあるわけでありまして、地方が疲弊しないような地方に配慮した形の国の財政制度というのは当然必要でありますしそういった部分での景気対策、追加経済対策を始めとする国の補正予算措置が講じられようとしているわけでありまして、それに期待したいというふうに思っているわけでありまして、そんな中で税の不足分を国の財政支援によってカバーして頂いてそして出来るだけ計画に定めておりますところの町の1つひとつの生活環境あるいは教育環境といったものの整備を順次進められるように、先般も直接全国町村会等ある

いは県選出の国会議員の皆さん方との懇談会もいたしまして、働きかけをさせて頂いているわけであります。そんな事でなんとかして苦しい財政の中でありますけれども地域の皆さん方のご要望や、いろんな町の将来に向けての必要な事業を優先して取り組んで行きたいという考え方を持っておりまして、よろしくお願ひします。

議長(小林一則君) 8番 中瀬信之君

8番(中瀬信之君) 21年度予算については今町長述べられましたように重要方針については厳しい中ではありますが継続して行っていきたい。予算についてはいろんな基金等あると思いますが、それを取り崩しながらでもやっていくという事でよろしいでしょうか。予算とかそういう面については非常に厳しい時期になってこようかと思いますが、厳しいという事だけでは世の中進まないと思っておりますので、そういう中にあっても玉城町については前へ進む考えのもとに21年度計画を組んで頂きたいと思っておりますのでよろしくお願ひしたいと思ひます。以上で終わります。

議長(小林一則君) 以上で8番 中瀬信之君の質問は終わりました。

これにて本日の日程はすべて終了致しました。来たる15日は午前9時より本会議を開き、提出議案に対する質疑を行いますから定刻までにご参集願ひします。

本日は、これを以って散会致します。

(午後 2時13分 散会)

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

平成 年 月 日

玉城町議会議長

玉城町議会議員

玉城町議会議員